

森 晋 太郎 譯

ブリュタック英雄傳第貳卷

リカトガスとニユーマ

東京 尚友館發行

明治
37 6 24
内交

90

カガリ



(八〇)

カガリノ士武タルバ

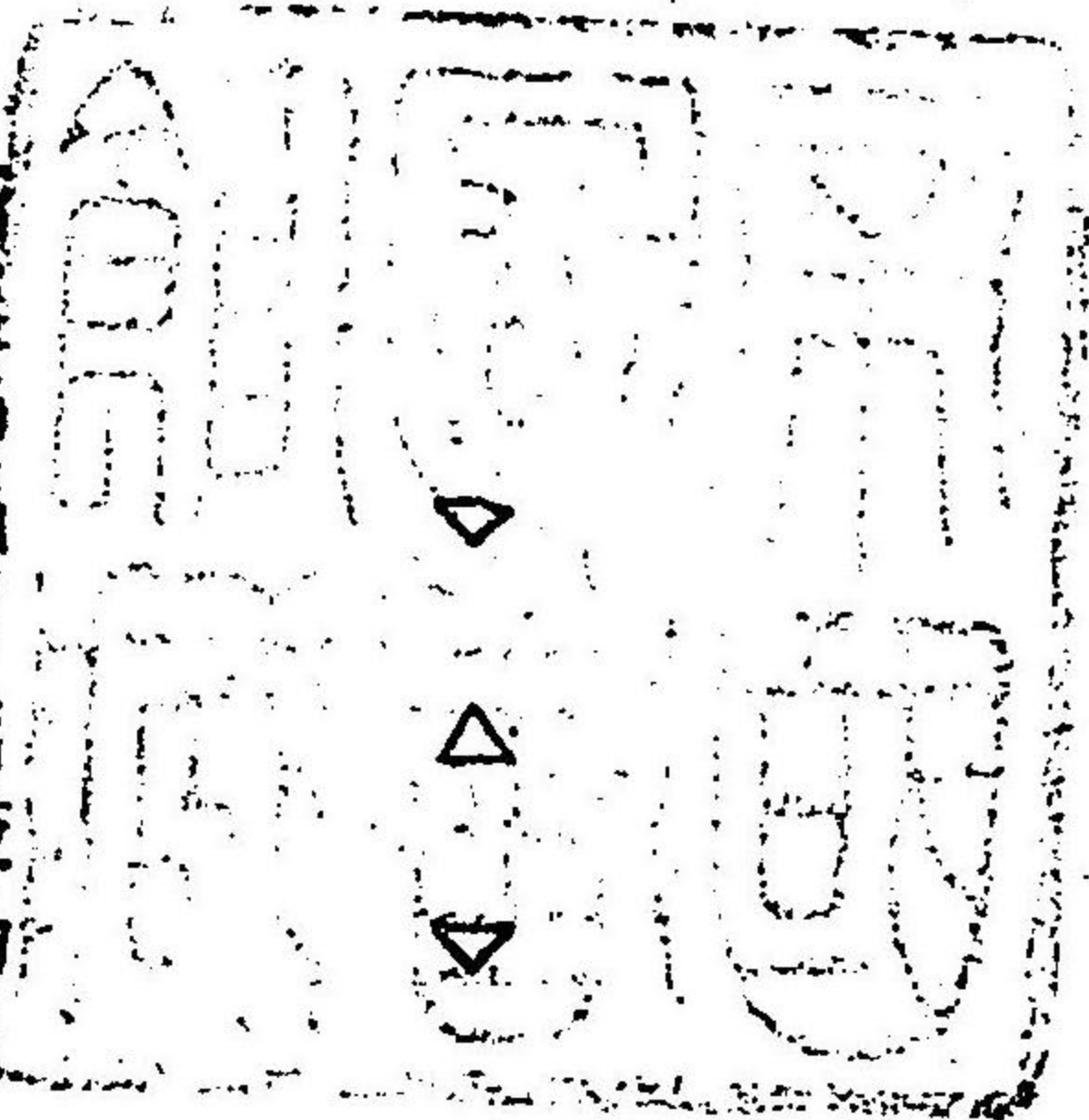
(四一五二) 菅原の女史ルネスタ





(41-51)

奇劇の女處ルマスエグ



△
▽
△
▽
△

斯くの如き出版物には、序文を有せざるべからざること、必然の習慣と成り居れるが如し。予も亦た之を蹈襲すべきか否。ブリータックの英雄傳につきては、世界既に定評あり、また贅言を須ひず。依りて予は、此等評言を傳ふるに止めんとす、而して此等英雄傳に對する評論は、ブリータックの小傳と共に、予は之を附録に收むる事となせり。

プリュータークの英雄傳は、文明諸國に於いて最も多く讀まれたる書なりと云ふ。然るに、我が國に於いては即ち如何、聊か外國語を學びたるものにあらざるよりは、その名をさへ知るものなし。また外國語に通ずるもの、プリュータークの名を聞けるものと雖も、之を一讀したるものに至りては、頗る乏し。これ英雄傳の我邦讀者に可ならざるものあるに依るものなるか。豈、斯くの如きの理あらんや。要するに、原書（無論近世語に翻譯されたるものをも併せて）自ら晦澁の點尠からずして、初學者に便ならず、是れ外國語學者の間に、多く讀まれざる所以にして、その一般に行はれざるは、未だ之が邦語に譯されたるものなきを以つてなり。

斯くの如き古文名著に至りては、既に國籍を有せず、轉じて世界の

共有物となれるものなり。國として、文字あり、文明ある以上、これが翻譯なかるべからず、之を國民化歸化せしめざるべからず。薄學非才をも顧みず、予の敢てこの大業を企てたるもの、即ちこの意に外ならずとす。

予は、本書を翻譯するに於いて、クラウ本、ラングホーン本及びスチュワート、ロング本の三書を參酌せり。何れも英書にして、固より重譯たるを免れずと雖も、此等を相較量せば、その譯語の異なる間に、自ら原意の勞斃たる者あり、 그리스語原書の眞意を傳ふるに於いて、多く誤なきを得たらんを信ず。若し世の學者にして、予が淺學なるの結果、誤謬に陥りたるものあるを發見せば、乞ふ之が教を吝しむこと勿れ、予は謹んで、その訂正に従はんことを欲するものなり。

書中の固有名詞は、凡てスタンダート辭彙に準據して、英語の發音に従へり。これ、原書として英書を用ひたるに依るの必然の結果なり。と雖も、我邦第一外國語として、英語を採用せること既に久しく、徒らに 그리스、ロームの原音を探究するよりも、英音を用ふる方、却りて一般の耳に親しく、また、我が邦に最も多き、英學者の爲めに、自ら他日の用となること多かるべきを察してなり。

註解は、原書に存したるを、ろの儘に譯出したるものあり、また譯者に於いて加へたるものあり、唯だ本文を解讀するに於いて、普通の助を興ふるを以つて限とせり。地名の類に至りては、地圖に據るにあらざれば、註解に於いて、未だ之を明かにすること能はざるべし。 그리스、ロームの古圖は、また附録中に之を添加す、併せ見て、ろの位置を探

るべきなり。

明治三十七年一月

體峰生

プリューターク英雄傳卷之二目次

リカーガス……………	一四
リカーガス生存の時代……………	二
リカーガスの系統……………	四
ソリアス王の智略……………	六
エーリボン王の變死……………	七
リカーガスの攝政……………	九
リカーガスの國遠……………	一一
クリート島の善政……………	一二
ホーマーの詩集……………	一四

イリジプトの尙武	一五
カリガスの歸國	一六
リカリガスの新法發布	一八
善人カリラウス	一九
元老會議の創立	一九
野外の庶民會議	二二
寡頭政治の弊源	二五
土地平分	二七
金銀の禁遏、鐵貨の發行	三〇
工藝技術の排斥	三一
スパルタ軍陣用の盃	三二

共同食卓	三三
リカリガス、富者の怨望を受く	三五
アルカンダリの輕卒	三六
スパルタ人集會の場に杖を禁ず	三八
王と雖も共同の食卓に就かざるべからず	四〇
食堂内入團の作法	四一
黒色肉羹	四二
成文法を作らず	四三
奢侈の禁	四四
同一の敵に戦を屢せず	四五
女子の體育	四八

『男子を生み得るもの唯だ我邦の婦人あるのみ』……五〇
 婚姻の奨励……………五一
 結婚の習俗……………五二
 スパルタの自由戀愛主義……………五四
 スパルタに姦通の語なし……………五六
 虚弱の兒は生まるゝと共に直に之を殺す……………五八
 スパルダの嫫母……………五九
 兒童の教育、その父母の自由ならず……………六〇
 兒童の訓育……………六一
 兒童と其愛護者……………六二
 兒童を偷盜に征はしむ……………六四

身體の肥滿を忌む……………六五
 兒童團の問答……………六六
 語鋒をして鋭尖ならしむ……………六九
 リカーガス痛快の言……………七〇
 寡言の俗……………七一
 輕妙の言語……………七三
 詩歌音樂を貴ぶ……………七六
 詩歌と武勇は同根……………七八
 戦争はスパルタ人の保養……………八〇
 オリムピヤ競技優勝者の戦時に於ける名譽……………八二
 敵に對する寛宏の政略……………八三

リカーガスは武將なりや否や……………八四
 スパルタの市街は一箇の陣營……………八六
 スパルタ人、懶惰の惡徳なるを知らず……………八八
 スパルタに訟なし……………八八
 三十歳未滿のもの市に出づる能はず……………八九
 スパルタ人の公共心……………九〇
 元老議員選舉法……………九四
 葬儀の制……………九六
 スパルタの鎖國主義……………九八
 スパルタの要擧律……………一〇〇
 ヘロット族虐待……………一〇一

リカーガスその民に制度の不變改を誓はしむ……………一〇五
 リカーガスの自殺……………一〇六
 リカーガスの遺制壞滅の原因……………一〇七
 スパルタの統御者と其民の從屬……………一〇九
 スツラトニカスの戯言……………一一一
 リカーガスが政治の要……………一一三
 リカーガスの墓表、雷霆に摧かる……………一一四
 リカーガスの死處に關する異說……………一一五
 ニューマ……………一一七
 ニューマ生存の時代……………一二七

ニューマとピサゴラス……………一七
 ロミヌス喪失……………一〇
 ローム、サバイン兩族の軋轢……………一一
 諒闇攝政……………一二
 ニューマの、ローム王として選ばれたる所以……………一四
 ニューマの人となり……………一六
 ニューマ、神明に通ず……………一八
 神と人との交通……………一九
 ロームの使者來たる……………二三
 ニューマが一たび其王位を拒絶したる理由……………三四
 父および其友の勸言……………三七

ニューマ神意を問ふ……………三九
 ニューマ即位第一の新政……………四〇
 新祠官を設けてロミヌスに奉仕せしむ……………四一
 宗教心を以つて尙武の氣を打破す……………四三
 ニューマの宗教的妖言……………四五
 偶像崇拜の禁……………四六
 ローム人とピサゴラス……………四七
 高僧の創設……………四九
 木橋の神聖……………五〇
 巫女と常燈明……………五一
 常燈明を新たに起こすの方法……………五三

巫女の義務	一五四
巫女の特権	一五五
破誓したる巫女の刑罰	一五七
ヴェスタ神堂と宇宙の觀念	一五八
ロームの服忌令	一六〇
僧官フィシアリイズ	一六二
ゴール軍、ローム包圍の原因	一六三
僧官サリアイ	一六五
天來の楯	一六五
天楯の摸作	一六六
天楯名稱の語源	一六七

レシア王宮の造營	一六九
宗教式日の廢業	一七〇
ニユーマの諸訓誡	一七一
ニユーマ饗宴の奇蹟	一七四
バイカス、フォーナス二神の奇術	一七五
雷霆除けの禁呪	一七六
信用の神と境界の神	一七八
職業集團	一八一
賣兒の禁	一八二
曆制改定	一八三
閏月マーセデナス	一八四

曆月の序次……………一八四
 月名の意義……………一八六
 戦の門……………一九一
 理想の王者……………一九四
 ニューマの後裔……………一九五
 ニューマの死……………一九七
 二箇の石棺……………一九八
 棺蓋開かる……………二〇〇
 ニューマ死後の名譽……………二〇〇
 リカーガス、ニューマ對比論……………二〇三

異中の同……………二〇三
 王位に關する點よりして……………二〇三
 民情の一變を謀りたる點よりして……………二〇四
 その性情よりして……………二〇五
 武勇に關する點よりして……………二〇七
 社會組織の點よりして……………二〇七
 貧富の差に對する觀念よりして……………二〇九
 夫の妻子に對する位置の觀念よりして……………二一〇
 女子教育の點よりして……………二一一
 婚姻に關する制度の點よりして……………二一五
 兒童教育の點よりして……………二一六

平和主義と主戦主義……………二一九

プリューターク英雄傳卷之二目次畢

英雄傳卷之二
プリューターク
リカーガスとニユーマ

森 晋 太 郎 譯

リカーガス

リカーガスはスパルタの法律を制定したる人なり。この人に關して史家の傳ふる所、疑頗る多く、その云ふ所、一として異説あらざるなし。その系統に關するもの、その企てたる旅程に關するもの、その死歿の土地、及び死歿の情態に關するもの、亦た皆然り、殊にその制定したる法律、その建設したる政體に關してすら、尙ほ異論あるを免れず。更

らに甚だしきは、その生存したりし時代に關して、定説なきの一事なりとす。一説には稱して、リカーカス、イフイタスと同じ世にあり、相共に約して、オリムピア節會の祭式中は、凡て戦闘を休止すべしとの議を締したるとありとす。アリストツル亦た、この説を持する者にして、之を證せんが爲め、オリムピア競技の際に用ふる銅環、現にリカーカスの名を留むるものあり、その時代に至るまで、尙ほ磨消することなくして存したるを云ふ。然れども、エラトステニース、アポロドロラス等の史家は、スパータ王位繼承の序次を溯りて、その年代を替へ、リカ

- 一、ペロポネサスの四海岸、エリスと稱する地の王。オリムピア節會の回数を呼んで、年代を定むるの料と爲せしは、紀元前七百七十六年に初まる。この王は、既に一たび廢れたる、そのオリムピア節會を、右第一オリムピア節會の前、百八年に再興したる人なり。
- 二、ギリースの史家。

- 一、イタリーの史家。プレトリーの師。
- 二、年代不明、あるひは紀元前八百五十年頃と稱す。
- 三、ギリースの史家。
- 四、ハーキネーリースは、半神祇を以つて目せらるゝ、ギリースの古勇士。

リカスの時を以つて、オリムピア節會の制定よりも更らに古しと爲す。ダイミリアス亦た、リカーカスを稱する者の、スパータに二者ありしを説き、兩者その時を隔つること遠かりしと雖も、一リカーカスの、他リカーカスに比して、更らに名聲の高きものありしが爲め、自らにして兩者の功業を、その一に集めて相傳ふるに至らしめたり、その古きものは、^{ホーマー}の時を去ること久しからず、あるひは兩者の相知友たりしを傳ふるものありと云ふ。^{ゼノフォン}の文中亦た、リカーカスの古きを徵すべきものあり、ゼノフォンは、之を以つて、^{ハーキネーリース}

家と同時代の人なりと爲せり。單にハーキョーリーズ家と云はゞ、スパ
ータ最終の王、また尙ほハーキョーリーズ家たるを失はず、然れども茲
にゼノフソンの、ハーキョーリーズ家と稱するは、その祖ハーキョーリーズ
の、最も近き後繼を云ふものなるべし。斯くの如く、諸論紛々たりと雖
も、力めてその異説少きものを取り、史家中その特に信ずるに足るべ
きものを選びて、我等は尙ほ之に、リカーガスの傳を編することを得
んとす。

詩人サイモニヂーズは、リカーガスを以つて、ブリタニスの子なり
とし、ユーノマスの子にあらずと爲すと雖も、多數の史家はこれを承
認せず、パトロークリーズの子にして、アリストヂーマスの孫なる、ソ

一、みなスパータ王。

二、メガラ人。メガラはクリスの地頭地方。

三、ラコニア海岸の一地方。

リアスは、ユーライポンの父にして、ユーライポンはブリタニスの父、
ブリタニスはユーノマスの父たり、ユーノマスの前妻の子を以つて、
ポリデクチーズと爲し、後妻デオナッサに生ませたる子を以つて、即ち
このリカーガスなりとすと爲せり。ヂユーキダスは又た、リカーガス
を以つて、パトロークリーズより六世の裔なりとし、ハーキョーリーズより
算すれば、則ち其第十一世なりとす。之を何れなりとするも、リカーガ
スの祖先中、その最も名ある者の、ソリアスなるは疑ふべからざる所
にして、ソリアス、スパータ軍を率ゐて、ヘロス人を服し、之を收めて奴
隸と爲し、また戦勝に依りて、アークデアの大部分を略し、之をその領

土に合せり。

此ソーアス王に關して奇話あり。王曾てクライトリア人と戦ひ、山地に圍まれて、水を得ること能はず、渴つひに堪ふると能はずして、之に和を乞ひ、我および我が兵、みな共に泉に就きて水を食るを得ば、我が取めたる地は、盡くこれをクライトリア人に還附すべきを誓へることあり。約成り、王即ち其兵を集め、之に宣して曰はく、汝等の中、よく渴を忍び、水を食らざるを得るものあらば、我賞として之に與ふるに、我が全領土を以つてすべしと。然れども、一人の能くその渴を忍び得たるものあるなし、みな泉に走つて縦に之に飲む。最後に至りて、王即ち之に臨めり。王は僅に之にその面を浸したるのみ、敵をして、明にそ

一、アセンズの市民を稱したる名。

一、ユーライオン家の強なり。

の一滴たりとも飲む所あらざりしを見せしめたり。是に於いてか、王即ち稱して曰はく、約に従へば、我および我兵、みな飲まざるべからず。然るも我今飲まざること斯くの如しと。遂に之にその領土を還附せざるを得たり。

この功績、ソーアス王に願る賞すべきものあるに關せず、その家の系統、いまだ之が名を以つて呼ばるゝに至ること能はず、却つて其子ユーライオン王の名を以つて稱さるゝに至り、之より王統稱してユーライオンチャーと爲す。蓋しユーライオン、壓制の政を廢し、爲めに大に民望を收攬し得たるを以つてなり。然れども、スパータの人民、ユーライオン王の下に、漸く其自由を得るや、之より日に勢を長じて、後

の之に王たるものをして、皆頗る之が統御に苦ましむるに至れり。即ち王力を用ひて之を抑遏せんことを欲すれば、怨嗟自らにして免るること能はず、之を恐るれば即ち拱手して民の爲す所に放置せざるべからざりしなり。是を以つてか、スパータ道なきこと久しく、リカীগスの父、遂に之にその命を致すに及べり。父は即ち闘争せるその民を制せんとして、却つて彼等の刺す所となりたるものなり。王位は傳へられて、リカীগスの兄、ポリデクチーズの上に落つ。

ポリデクチーズ短命にして歿し、之を傳承するもの、リカীগスを措いて他に求むること能はず。リカীগス即ちその位に登る。然れども、ポリデクチーズの後孕めるあるを聞くに及び、直に宣して曰はく、生む所男子ならば、スパータの王國は自らにして兒の有たるべし、我

は之が保護者として、假にその政を攝するのみと。スパータ語、攝政を稱してプロデカスと爲す。後幾くならず、太后即ちポリデクチーズの後、密謀を以つてリカীগスに説き、リカীগス位に即き、太后を擧げて再びその後と爲すに於いては、太后策を用ひて自らその兒を殺すべきを約す。リカীগス聞いて、頗る太后の殘忍を憤りたりと云へども、暫く藏んで之を發することなく、先づ人を送りて之に多謝の意を傳へしめ、且つ云はしむるに、墮胎の不可なるを以つてし、幸に母體その命を失はざるを得るも、尙ほ爲めに病を招かざるを得ること能はず。一たび出生するの後と雖も、之を失ふの道自ら我に存せり、深く憂とするに足らざるを告げしむ。斯くの如くにして伴り、徐にその出産の期を待ち、太后將に分娩せんとするの報を得るに及び、リカীগス、

重ねて人を發し具にその状を見せしめ、女を産まば宜しく之をその母に附すべく、男子を得ば直に携へて我が許に來たり、我時に何れにあり、我時に何を爲せるに關せず、毫も爲めに憚る所あるを要せざるを命ず。太后のひに男子を生み、リカーガスの使者携へてその許に歸れるは、時恰もリカーガスの、大官等を招きて之を饗せるの際なりし。リカーガス即ち兒を擁きて立ち、大官等に告げて曰く、「スパータの民よ、我等爰に王を得たり」と、乃ち之を移して玉座に居らしめ、命ずるにカリラウスの名を以ッてす、民の喜と稱するの義なり。蓋し皆、リカーガスが高明の氣に感じ、狂喜したるを以ッてなり。斯くの如くにして、リカーガスの、スパータに政令を稱したるは僅に入箇月のみ、然るも彼は、他の故を以ッてして、大に國民の敬を受けたり。即ち國民のリカ

「ガスに服せるは、その攝政として大權を把握せるに由るにはあらず、一にその徳の高きに基けるなり。然れども國中又た、リカーガスを嫉み、その年少にして若く權勢を有するを忌むもの少からず。太后の姻戚故舊殊にその人なり。彼等は自ら認めて、リカーガスの欺瞞を受けたりと爲す。太后の同胞にレオニダスなるものあり、一日事を以ッてリカーガスと争ひ、遂にその面前に怒號して、リカーガスの、久しからずして王位を獲んとするものなるを稱す。是れ即ち、人をしてリカーガスの身に嫌疑を置かしめ、その幼王が早世を祈る者なるを思はしめんとするものなり。この種の惡名は、また太后、およびその一派に依りて、盛に世上に傳へられたり。

リカーガス爲めに苦しむこと甚だしく、遂に如何なる結果の、之よ

り生じ來たるやも亦た測られざるを見、暫く國外に退きて之が猜疑を避くるの可なるを察し、幼王長じて妃を容れ、之にその嗣を得るに至るまでは、轉々四方に遍歴して、敢て復た還らじとの決心を發せり。依りて先づ海に航してクリートに向かふ。クリートに於いて、リカガスは、島内各種の政體を視察し、また諸名士と交を通じ、その法律中美なるものは、學びて之をスパルタに移すべしと爲し、その不可なるものに至りては、棄て、之を顧みず。名士の中、殊に政務につきて學殖最も深き人を以つて、テリ、リースと爲す。リカガス之と友として善く、遂に乞うて、來たり共にラセ、デ、イ、モンに航せんことを求めり。ラセ、デ、イ、モンに來たりて、テ、リ、リース、一見詩人たるに過ぎざりしと雖も、

一、即ちスパルタの地なり。

一、エシア、マイノアの西部海岸、およびその海面に散布する島嶼の稱。

實際に於いて、その至大なる法律制定者たるの技倆は、尙ほ彼に依りて、この地に發揮されたり。その所作に係かる歌曲は、民に従順なるべきを説き、相協和すべきを誨ふるものにして、その調頗る人の耳に宜しく、之を聞くものをして、自らにしてその心を和げ、私怨を忘れ私憤を棄て、公道の爲め相共同せざるを得ざるに至らしめたり。之が爲め、スパルタの民を訓導せんとする、リカガスの手段は、甚だしく容易なるを得たるものあり。

クリートより、リカガスは、一たび轉じてエシアに航せり。蓋し、勤儉沈着なるクリート島民の俗を以つて、輕佻浮華なるアイオニア人の性に比し、醫師の健康體を病體に比するが如く、之に依りて自家に、

その政體の上に及ぼすべき結果の斷定を作らんことを欲したるに依るものなり。この地に於いて、リカーガスは、初めてホーマーの著作に接するを得たり。即ち、クレオファイラスの子孫の傳へて藏したるもの、この地に存したるなり。ホーマーの詩中、自らにして散漫なるものあるを免れずと雖も、尙は大體に於いて、國政に資し道徳に益する所尠からざるを見、リカーガスは即ち、之を故國に携へんことを欲し、集輯して之が謄寫を行ふ。是より先き、ホーマーの斷片、散亂して間々、ギリクス人の間に傳へられざるにあらざりしと雖も、一般の士をして、その是れあるを知らしめたるもの、蓋し之を以つて、リカガースの功に歸せざるべからず。

一、ホーマーの友人。

一、スパルタ王。

イリジプト人は、リカーガースの又た、イリジプトに航したるを稱し、その地に於いて、軍人を他の民と分別し、これに尊榮を與ふるを見、移してこれをスパルタに行ひ、軍人を以つて工匠等の輩と伍せしむることなく、政府に全然、軍人外の勢力を絶つに至りたりと爲す。ギリクスの史家中にも、亦た之を云ふものあり。然れども、リカーガースを以つて、スペインに航し、アフリカに航し、またインデアに航して、インデアに裸體ヌー仙人を見たりと爲すが如きに至りては、ヒッパカースの子、スパルタ人、アリストクラチーズの之を傳ふる外、他に一の信すべきものあるを見ず。

リカーガス一たびスパルタを去りてより、國民日にその徳を想ひ、

我等二王を戴くと雖も、彼等僅に尸位に備はるのみ、その品性に至りては、常民に比して更らに何等の別あるを見ず、唯だリカーガスに於いて初めて、以つて國を治むべく、以つて民を服せしむるに足るべき、王者たるの量を見ることを得べしと爲し、屢々人を發して之を迎へしむ、二王に至りても亦た、敢て之が歸國を忌まんとするの狀あることなし、寧ろリカーガスに依りてその身を衛り、以つて民の侮蔑を防がんとするの情あり。

斯くの如くにして、機漸く熟し、リカーガス即ちスバータに還る、僅に一部の法律を更定して、姑息の改革を行ふの、多く事に益する所な

三、スバータの王位は、アリストゲイマスの子の時代よりして、兄弟相並びて政權を乘るに至り、爾來二十餘代の久しき、その兩系統相繼ぎ相襲ひて、常に國に二王あり。

きを見、彼は先づ根本より、その政體の全部を新にするの策を立てたり、名醫の難病を治する、先づ一たびは、之に藥を投じて、その身を疲らし、以つて之が病根を絶ち、然る後に及びて、之に滋養の食を與へざるべからず、リカーガスその策を立つるの後、豫めアポッロの神託を受けるの要ありとし、デルファイに趨りて之に贊を行ふ、時の神託、世頗る名あり、巫女は、リカーガスを呼んで神の寵兒なりとし、人と爲すよりは、寧ろ直に之を以つて神と爲せり、斯くの如くにして、リカーガスが、冀くばその創定する法律をして善良なるものならしめよ、との祈願に對し、巫女即ち曰はく、その願容れらる、その法律は天下の至善なるものなるべく、之を行ふ國は能く世界に冠たるを得べしと、之を聞いて、リカーガス大に勇を得、スバータの貴人を召集して、之を行ふに關

してその助力を得んことを望む。彼は初めに先づ、窃に事を以つてその友に諮り、漸を以つて之を他に及ぼし、實行の機熟するを待つて、スパルタの名士三十人に命を傳へ、昧爽武器を執つて來たり商估の衢に會せしむ。蓋し先づ之に依りて、その策に反對せんとするものを、摺伏せしめんことを欲したるなり。パーミツパスは、この命を受けたるもの三十人の中、その有名なるもの二十人の名を擧ぐ。然れども、リカ^一ガスの、最も之に信を措き、また法律の制定實行に於いて、多くその助力に藉りたるものを以つて、アリスミアダスと稱するものなりとす。

斯くの如くにして、三十者のその武器を取つて起てるを見、王カリ

一、アセンズの詩人。

一、スパルタに常に二王あることは、前節に註せるが如し。

ラウス、錯愕甚だしく、之を以つてその身に危害を加へんとするものなりとし、匆忙としてミナ^一イザ^二神廟に躲る。漸くにして、カリラウス、その實情を知るに至り、之をして、王に對し決して異志あるものにあらざるを誓はしめ、安んじて初めて之に加はり、共にその策を行ふに至れり。カリラウス、性質に柔順、多く物に固着することなし、曾てその王位の分任者、アーケレアス、人のカリラウスを稱して、善人なりとするを聞き、謂へることあり、曰はく、『然り、カリラウスは善人なり、惡人に對するも、彼は尙ほ善人なり』と。

リカ^一ガスがスパルタに行ひたる改革、その端甚だ少からずと雖も、その時に重要なものを以つて、元老會議の創立なりとし、之に附

するに國王と對等なる權力を以つてしたるにありとす。プレトリーの云ひたるが如く、この制度は、大に國王の專横を抑ふるに足り、また國家の安全を確保するに堪へたり。これ迄、國家の基礎しばく動搖し、國王勢を振はゞ、國家は從つて專制國なるが如く、國民力を張らば、また民主國なるが如きの狀を示し、毫もその歸着する所を知らず。然るに今新に、二十八人の議員を擇びて、之に元老會議を組織せしめたるに依り、國家は初めてその重力の中心なるものを得、船に脚荷カネあるが如く、民主の傾向を見ては、元老會議、王に與して之を防ぎ、專制の危虞生ずれば、民に黨して之を制し、以つて國家をして、その止まる處に止まるを得せしめたり。リカーガスは何を以つて、その議員の定數を二十八名に限りたるや。アリストツルは之を解釋して、リカーガス初

一、ポリステニーズ(ルシア西南地方の古名)の哲學家。

二、六は即ち一、二、三を以つて何れも除するを得べく、この總和即ち六なり。二十八は又た、一、二、四、七、十四を以つて何れも除すべくして、この總和二十八なり。

め、三十名を以つてその定員と爲し、之と共に事を擧げたりと雖も、内二名の勇に乏しくして、其職を棄てたるものあるを以つて、自らにして遂に、二十八名となるに至りたるものなりとす。然るもスフィラスは、初めより其數の二十八名なりしを主張せり。要するに、二十八は、六に次げる最小なる完全數にして、以つて之を除するを得べき各數の總和に等しきものなり、この完全數なるの點に、或は何等かの神秘伏在したるものなるべし。然れども、予を以つて之を思ふに、リカーガスの、その數を二十八に限りたるもの、二人の國王を合はせて、之をして三十の數に充たしめんとしたるにありたるものなるべし。

リカーガスは、此制度の創立に關して熱心なる者あり、爲めにアル
ファイに趨りて、アポッロの神託を乞ひ、事果たして神意に適するや否や
を諮れるなり。即ち神託に曰はく、『爾、シュールビター　ヘッラニアス及びミ
ナーヴァ　ヘッラニアの祠堂を造營し、民を分かッて伍となし什となし、
然る後に至りて、首領を併はせ三十の長死を擧げ、之をして會議を組
成せしむる可なり、また宜しく、バヒカ、ネーシオン^一の間に、時々民を集
め、之をして政に參せしむべきなり』と。茲に首領と云ふは、即ち兩國王
の義なるべし。バヒカ、ネーシオン、今之を稱してイーナスと云ふ、アー
リストツルに従へば、ネーシオンは川にして、バヒカは橋なりと云へ

一、ヘッラニアス、ヘッラニア等の義に關して疑あり、あるひはヘルリオンより出でたる語にし
て、ケリースを意味するものならんといふ。

り、會議は即ち、バヒカ、ネーシオン^一の間に催さる、爲めに特に議場なる
ものを備ふることなし。リカーガス以爲へらく、之に議場を造りて、彫
像を列ね繪畫を懸け、室の上下左右、華麗の裝飾を加ふるは、却ッて人
の注意を奪ふの弊ありて、心を議事に専らならしむるに益する所あ
るなしと。是を以ッてか、民野外に集まる、彼等は自ら、政府に對して建
策すると能はず、唯だ王若しくは元老會議の、之に附したる提案に對
して、可否を稱するを得るのみなり。然れども後世、この會議に於いて、
既に文字の添削を行ひ、原案の精神を更改するの風を長じたるより
して、ホッポラス、シオポムバスの兩王は、右の神託文中に更らに
語を加へて曰はく、『然るも民の政を議する、若し軌外に逸することあ
らば、元老會議及び首領は、自ら之を匡正することあるべし』と。謂ふ意

は、之を解散して、その添削を無効ならしむべしと爲すにあり。兩王は、策を用ひて巧に、この追加條項をも亦た、等しく神に出でたるが如くに、思ひ服せしむることを得たり。その證は、炳としてターチーアスが詩にあり。曰はく、

この神託、凡て之をアポロの神に得つ、

デルファイより傳へ還りて、一語だも謬ることなし、

王は、天の命を受けて、この國を愛しむ、

國事を議するに於いて、自ら之に主たるべし、

王に亞ぐものは元老、常民は未なり、

斯くて神意は枉ぐべからず、

一、ケリースの詩人。

と。

一、スパーダ王。

リカーカズ、斯くの如くにして、即ち其制を創めたりと雖も、後世久しからずして、尙ほ再び寡頭政治の弊習を醸し、遂にプレトリーの云ひたるが如く、此等當路者の横暴を抑制する爲め、勅を要するに至れり。之が目的を以つて創設されたる官職を以つて、大宰相なるものなりとす。リカーカズの死後百三十年、シオポムバスの世に當たりて、エラタス及びその黨與、初めて之に任ぜらる。シオポムバスの后、一日爲めに、シオポムバスに語つて、王は、その祖先より受けたる權力を、縮小して之をその子に傳へんとするものなりとし、大に怨嗟の言を爲したることあり。王之に答へて、『否、縮小したりと雖も、爲めにその長

きを致さしむるを得たり」と曰へりと云ふ。果たして、スパータの王はその權力に斯くの如きの局限を加へたるに依りて、深く怨望さるゝことなく、爲めに、隣國メッシーネ及びアゴスの王の受けたるが如き不幸は、即ち之を免るゝを得たり。メッシーネの王及びアゴスの王等は、その權力を固執すること強く、民に之を譲るに吝なりしが爲め、遂に盡くその權力を失ふに至れり。

メッシーネ及びアゴスの國民は、皆共に人種上スパータの民に深縁あるものなり、然るに一は盛へて他は衰ふ、之を見るもの誰か、リカゴスが先見の明に服せざるを得んや。此等の三國は、その建國の初めに於いて、國力互に相若きたり、若し之に多少の優劣ありしとせば、その劣れるゝもの寧ろスパータたりしなり。然るに二國は、斯くの如

くにして亡び、長くその存立を保つこと能はず。是れ一は王の暴虐に基き、一は即ち民の跳梁に依るものなり。之を思はゞ、スパータがリカゴスを得て、この賢明なる基礎に、その國政を置くを得たるは、天幸に浴する所また大なりと爲すべきなり。

元老會議創立の後、リカゴスの行ひたる、最も果斷なる改革を以つて、土地の新分配なりとす。當時スパータの民が、各箇に有する土地、頗る均等ならずして、國貧民多きに關せず、富は少數者の手中に兼併せられ、また散ぜらるゝことなし。是を以つてか、リカゴス、國中より、倨傲の風を除くと共に、嫉妬の念を除き、また奢侈の習を遏すると共に、罪惡の因を遏し、殊にはその恐るべき禍根たる、貧富の差を一洗せんことを欲して、盡くその土地を放棄せしめ、然る後、均等に之を配分

して各人をして皆平一の活計を行ひ、人自ら高く居らんことを欲せば、必ずやその功績に依らざるべからず、惡事に伴へるの汚辱、善行に従へる稱讚、この以外に、人と人との間に、何等の別なからしめんことを謀れり。

リカーガスは爲めに新に、スバータの市區を九千箇に平分し、スバータを除くの外、ラユニアの全地積を又た、三万箇に平分し、況く之を居住者の間に分かつてり。一説に據れば、リカーガス初め、スバータの地積を六千箇に區分し、後の王ポリドラス、更らに之に三千箇を加へたるなりと爲し、また一説には、ポリドラス、その數を倍增したるものにして、リカーガスの分かつてる處は、四千五百箇なりしと云へり。斯くの如くにして分かつてる一分の地積は、毎年、その戸主に對して七十

ブッシュル、その妻に對して十二ブッシュルの穀物を生じ、また油及び酒を、適當の量を以つて、之に備ふるに堪へたるものなり。この量は、以つて優に人の健康を保持するに足り、この以上に又た要する所あるべからず。新分配行はれたる後、リカーガス曾て、旅上より還れることあり、時恰も秋穫期に際し、禾穂收めて積めるもの、皆その高さを等しくするを見、莞爾として曰はく、『ラユニアは兄弟等の間に平分されたる、恰も一家族の耕地を見るが如し』と。

然れども、リカーガス、未だ之を以つて安しとすること能はず、その動産をも亦た、各人の間に平分して、不平均の跡は、一毫だも之を止むること無からしめんことを希望せり。但し之を行はんことを欲せば、先づ各人の所藏を奪ひて、之を收めざるべからず。事甚だ、易ならずし。

て、頗る民の怨を買ふに堪へたり。是を以つてか、彼策を用ひて、その貪心を防遏するを講ぜり。即ち、金銀貨の通用を禁止して、盡く之を回收し、鐵の貨幣を發行して之に代へしむ。量重くして價卑く、十マイナの貨幣を積まんと欲せば、爲めに巨大の室を要し、之を輸せんと欲せば、二頭の牛に汗せざるべからず。この貨幣流通するに至りてより、ラセデーモンに、その跡を絶つに至りたる犯罪少からず。斯の如く量多くして秘するに難し、誰ありてか他より之を奪はんことを欲せん。且つや、その貨幣鑄造の際に當たりて、その尙ほ赤灼せるに乘じ、酢中に投じて之を冷却せしむ。鐵質既に壞れて、また他の用に勝ふべからず。故に、一たび奪ひて之を破砕せば、その價いよ／＼低く、誰ありてか之を

一、一マイナは三十餘圓に當たる。

詐取せんことを思はん。

次にリカーガス、奢侈に亘れる、無用の技術は盡く之を排斥せり。蓋し、これ無きも、スパータ既に金銀貨を有せず、寧ろ技術家に於いて、之にその製作を賣るとを欲せざりしなるべし。現にスパータの鐵貨は、グリースの他の地方に於いて、凡て嘲笑を以つて迎へられ、船のラコニア海灣に來たりて、之にその商品を估らんことを欲するものなく、外國品を得んとするの望は、彼等に於いて全く絶わたり。また講談師、賣卜、娼婦、金銀細工師、彫刻家、玉匠等の如き、曾てこの無貨幣國に其足を容るゝこと能はず。凡ての奢侈は、その之を長ぜしむべき因、既に枯らされたるの故を以つてして、漸くその存在を保つこと能はざるに至れり。富者と雖も、この制度の下にありては、曾てその富を銜いて、之

を世に示すの便を有することなく、藏めて之を發せざれば、恰も用なきに等しきが如し。スパルタの民從つて、日用の什器にその技巧を現し、寢臺、椅子、食卓、此等の家具を擇びて、之に意匠を縦にするの習を作れり。殊にその杯、クリシアスの稱する所に從へば、自ら一種の様ありて、頗る軍陣の用に適したりと云ふ。人の戰場に臨むや、時ありて濁水を仰ぎ、之に渴を醫せざるべからざることあり。然るに、この杯、その色を濁水の色と等しくし、飲むものをして、爲めに不快を感ぜしむることなく、またその形、口に至りて内部に凹陷し、渣滓を止めて、その稍や純なるものをのみ飲ましむるの便ありと云へり。斯くの如く、工匠をして無用の器具に、徒らにその技を弄せしむることなく、移して之を

一、アセンズの詩人。

専ら有用の器具にのみ用ひしめ、日常の觸目する所をして、美ならしむるを得せしめたるもの、その徳、亦た之をこの法律の制定者に歸せざるべからず。

次にリカーガスの行ひたる改革にして、巧妙に且つ有力に、奢侈に對して打撃を加へたるものを以つて、共同食卓の制なりとす。リカーガスは令して、スパルタの民をして、みな一堂の内に會し、同一の肉を食ひ、同一の麵包を食ひ、その他特定せる同一の食品を取らしむ。彼等は最早や、優麗なる食卓を前にし、華美なる椅子に坐し、命を屠獸者に傳へ、膳を厨夫に托して、唯だ徒らに饜くなき野獸の如く、安逸にのみ居ること能はざるなり。斯くの如きは、嘗にその精神を懦弱にするに止まらずして、また其身體を破壊し、放恣性を爲して、眠を貪り、浴を取

り、業を廢するにあらざれば、遂に支ふる能はざるに至らしむるなり、一言にして之を盡くせば、恰も常に病にある者の如き狀を爲すに至る。民を之より救ふ、既にして亦た偉業なり、然れども、彼のシーオフラスタスの云ひたるが如く、富者を怨望の中より濟ひ、之にその富者たる所以のものを撤てしむるに至りたる、其効果は、更らに見て以つて大なりと爲すべし。富者と雖も、今に至りては即ち、貧者と共に、同一の卓に就き、同一の食を喰はざるべからず、その富めるに乗じて、豪華を衒ひ、奢侈を擅にせんとするも、また得べからざるなり。福の神、プルーイタスは盲目なりとの故諺あり、スパータに於いて初めて誠に然るが如し。嘗に盲目なるのみにはあらず、スパータに於いては、生命なく、運

一、プルーイタスの哲學者。

動なく、一箇畫像に過ぎざるに似たり。富者にして、若し曾て、その共同食卓の粗糞を厭ひ、之に臨むの前、先づその居宅にありて、美味を食らんことを欲するか、彼等また能はざるなり。彼等斯くの如くにして、食既に足り、その共同食卓に交はるに至りて、他のものと等しく、遂に食ひ且つ飲むこと能はざれば、皆目を之に集め、懦弱なりとし、屬倒して止まず。

爲めに、この制度は、甚だしく富者の恨む所となり、富者は相集まつて團を成り、言を極めてリカーガスを難じ、遂に石を擲つて之を襲ふに至れり。リカーガス、止むなくして公集場を走り、一祠堂の中にその身を免れんことを謀る。富者頻りに之を追ふ。中にアルカンダーなるものあり、必ずしも悍悪なるにはあらず、性輕卒、事に激し易し、遂に追

うてリカーガスに及び、杖を揮つてその面を打つ。打撲劇しくして、眼
球決裂し、血と共に窩外に落つ。リカーガス未だ、之にその意氣を阻喪
することなく、今は止まツて即ち、その追ふ者を待たんとす。追ふ者、リ
カーガスが面の、鮮血に滴るを見て、竊に忍ぶ能はざるの情あり、顧み
て寧ろ愧づるなき能はず、アルカンダーを附して、その處分に委せ、陳
謝百方、一同警護してその家に送る。リカーガスその勞を多とし、一同
を放ちて、唯だアルカンダーを止む。然もリカーガス、深く之を責むる
ことなく、唯だ家の奴僕を盡く解放し、アルカンダーをして代はツて
その任に當たらしめたるのみ。アルカンダー亦たその罪を自覺し、唯
唯として命を之に奉ず。その家にありて、リカーガスと共棲し、アルカ
ンダー具に、リカーガスの性情を知るを得て、その温和沈着にして、且

つ身を持すること謹嚴、事に當たツて倦まざるの質あるに服し、一旦
の敵、今は變じて、その熱心なる崇拜者となり、知人朋友に説いて、リカ
ーガスの決して、倨傲なる人にあらず、峻酷なる性を有するものにあ
らざるを辨じ、その之を斯く信じたるは、要するに誤なり、彼は寧ろ、世
界に於いて多くその比を見ること能はざる、好人物なるを云へり。斯
くの如くにして、リカーガスは即ち、アルカンダーの過を正し、躁急の
一少年を化して、慎重なるスパータの一市民と爲すことを得たり。
之が遭難紀念の爲め、リカーガスは、ミナーヴァ祠堂を建立し、名けて
オブチレンチスと云ふ、土語目を稱してオブチラスを爲すに依るもの
なり。史家中には、リカーガス、アルカンダーの打撲を受け、爲めに負傷
したるは即ち事實なりと雖も、之が爲め明を失ひたりと云ふは不可

なり、そのミナソウア祠堂を建立したる、全く負傷快癒の祝意に出でたるものなりと爲すものあり、彼のスバータの制度に關して、論評を公にしたる、ダイオスコリデイスの如き亦たその一人なりとす。その何れを可なりとするを知らずと雖も、この事ありてより以後、スバータ人相戒めて、集會の場に杖を携ふるを謹みたるは、即ち明確なる事實に屬す。

共同會食の事、クリト島民は之を稱して、アンドリアと爲したりと雖も、ラセザイモン人は即ち、呼ぶにフィヂシアの名を以ってせり、フィヂシアの轉訛にして、フィリシアとは即ち、親愛の宴と云ふの義なり、飲食の間、之に依りて交友を作るの機會多かりしを以ってなり。あるひ

一、クリリスの學者。

一、約二斗の量。

二、一ガッロンは約二升五合。

は又た、フィドイより出でたる稱なるやも知るべからず、フィドイとは勤儉の義にして、スバータの民、共同食卓の制に依り、勤儉の美德なるを訓へられたるを以ってなりしなるべし。然らざれば、フィヂシアの語、それ或は、エヂシア、即ち食事なる語に、一發音の添加されたるものならんか。

食卓は、十五名内外の人を以って一團と定む、各人一箇月、一ブッシュェルの穀物、八ガッロンの酒、五斤の乾酪、二斤半の無花菓、及び魚鳥獸肉の料として、少額の金員を醜集し、之に加はるものなりとす。この外、家に祭事あれば、共同食卓に施物を贈り、狩獵に出づれば亦た、獲物の一部を

之に寄附せざるべからず。蓋し、この兩箇の機會に限りて、人は私宅に
つきて、食事を取るの自由を得るものなればなり。共同食卓の制、傳へ
られて長く後世に踏襲さる。現にエージス王の、アセンズに捷ちて遷
れる時、后と對食せんことを欲して、その食膳を宮中に轉送し來たら
んことを求めたるに、時の食卓監督は、斷としてこの請を斥けたるこ
とあり。王これを怒ること甚だしく、遂に翌日を以つて行ふべき、戰勝
感謝祭を廢するに至り、爲めに重ねて罰金を課せらるゝに及べりと
云ふ。

小兒と雖も亦た、この共同食卓に加はるを許さる。彼等茲に、早くよ
り素朴の習俗に慣れ、漸くにして人の政治を論ずるを聞き、會談嬉笑、
戲言を上下して、人を怒らしめず、我も亦た怒らざるの風に長ずるを

得るに至る。是を以つてか、ラセデーモン人、戲言に巧にして、若し人こ
れに激するあらば、色を見て、直に之を謹み、敢て再び之に戲言を加ふ
ることなし。人の初めて共同食堂に加はるや、中の年長なるもの、之に
門戸を指して、『一語も復た、これを出づることなかるべき』を宣す。

斯くて、食堂中、その一團を擇びて、之が食卓に列せんとするや、先づ
團衆に之が諾否を諮らざるべからず。之を諮るの道、法あり。團衆人こ
とに、麵包の一小片を以つて授けらる。次に給仕人、盆を頭上に捧げて、
徐にその間を過ぐ。之が加入に對して異議を有せざるものは、みな原
形の儘にして、麵包をその盆中に投ず。然れども、之が加入を欲せざれ
ば、壓して之を扁平にし、以つてその意を示す。一箇たりと雖も、扁平な
るもの盆中に存すれば、之が團衆に加はるを以つて許されず。一團み

な互に隔意なからんことを欲するを以つてなり。この益之を稱してカッチカスと云ふ。故に、斯くの如くにして、その加入を拒絶せられたるもの、之を以つて、カッチカスに薄倅なりと稱す。

食卓上、その最も珍重さるゝものを以つて、黒色肉羹なりとす。老者殊に之を好み、専ら之をのみ擇びて、壯者に之を得るの違あらしめず、唯だ肉を存して之を壯者に附す。曾てポ^ンタスの王、黒色肉羹の名を聞き、その味を試みんことを欲して、遙にラセヂ^ーモンより厨夫を聘して之を作らしむ。味頗る美ならず。厨夫即ち王に告げて、『王、肉羹の味をして美ならしめんことを欲せば、先づユ^ロロ^イタス川に王の身を

一、エシ^ア マイノ^ア 東北部の一場。

二、ス^マイ^タを流るゝ河水。

浴せざるべからず、』と云へることあり。

酒亂に至らず、食卓より散じて、みな其家に就く、途上、燈を掲ぐるを以つて禁ぜらる。蓋し、暗中放て行旅を憚らざるの勇を養はんと欲してなり。共同食卓の習慣、之を略述すれば、大要右の如しとす。

リカ^ーガスは、曾て其法律を以つて、これを文字の上に現はしたることなし、現に神文を以つて、成文法を作することを禁じたり。要するにリカ^ーガスは、教育を以つて専ら重しと爲し、少年の訓育既にその宜しきを得ば、法律の其主要なるものにして、一般の幸福に資する所以のもの、如きは、強制して之を束縛せずと雖も、氣風自ら則を爲し、寧ろ安固に行はるゝことを得べし。その他の小法規、たとへば金銭の貸借契約と云ふが如きは、自ら時世に従ひて變化を要することなきを

得ず、之に不動の法律を作らんよりは、事情に應じて、時の賢者に之が準據を定めしむるの、寧ろ優れるに若かずと爲せるものなり。

之に次いで發したる神文に、奢侈を禁ずるものあり、宣して曰はく、家の天井は、斧にて削られたるものならざるべからず、戸は、鋸にて截られたる儘なるべしと。後世、エバミノンダス、我が家の食卓に關し、訓誨を垂れて曰はく、斯くの如き食膳と、叛逆は即ち相兩立するものにあらずと。リカーガスは、前代に於いて早く、エバミノンダスの理を覺れる者なり。神文に云へるが如き家とは、豈焉んぞ奢侈の兩立する理あらんや。居る所、既に斯くの如く質素ならば、誰ありてか之に銀の寢臺を用ひ、掩ふに紫の被覆を以ってし、食ふに金銀の器皿を以ってせ

一、シープスの政治家。

一、後のスパータ王。

二、クリースの一地方。

んと欲するものあらん、必ずや寢臺はその家に相當したるものならざるべからず、被覆は即ちその寢臺に相當すべく、器皿什具、また寢臺、被覆に相當したるものならざるべからざるべし。リカーガスは、第一世、リカーガスの垂れたる則に遵ひ、質素の俗に慣れ、曾てユリンスに於いて、壯麗の殿堂内に饗應を受くるに當たり、天井、四柱の精巧を極むるに驚き、主人を顧みて問ふに、この國にありて、樹は自らにして斯くの如くに長ずるや、を以ってしたることありと云ふ。質素の風大に行はれたるを見るに足るべし。

更らに之に次いで發せられたる神文を以って、同一の敵に對し戰

を構ふること、屢々なるべからず、また長きに失すべからざるを戒むるものなりとす。蓋し敵に戦に慣はしむるの不利あり、自らにして我に備へしむるに至るべきを以つてなりとす。後のアシェンレリアス、この則に従はざりしを以つて、甚だしく其非を鳴らさるゝものなり。アシェンレリアス即ち、ビオisiaを攻むること屢々なるに過ぎ、遂にシイブス人をして、能くラセデイモン人の敵たるを得せしむるに至れり。是を以つてか、その一日、シイブス人と戦うて傷を負ふや、アンタルシダス之を罵つて曰はく、これ王がシイブス人に武を教へたるの罪なり、寧ろ自業自得と爲すべし、王これを教へずば、シイブス人曾て我

- 一、スベータ王。傳後卷にあり。
- 二、即ちビオisiaに居住せる人種、ビオisiaは即ちクリスの一地方なり。
- 三、スベータの政治家。

と兵を交へんことを欲せず、また誠に之を交ふること能はざりしなりと。リカーガスが、此等の訓誡を稱するに神文の名を以つてしたるもの、即ち人をして、その旨の、天來なるを思はしめ、神の詔宣に基けるを信ぜしめんと欲したるに出づるものなり。

リカーガスは彼の如くにして、法律創定者の要は、畢竟少年の教育を完からしむるにありと爲せるを以つて、即ち更らに進んで胎教を重んずるの要ありとし、スベータ人間の結婚に對し、またその則を垂れたり。アリストツルは稱して曰ふ、リカーガス初め、婦人をして其身を持する謹嚴ならしめんことを欲し、百方その道を盡くしたりと。雖も、真人専ら戦役にその日を送りて、家にあること甚だ少く、妻止まりて家政を擅にし、人よりも亦た従つて敬を受くるが爲め、自らにし

て倨傲の風を長ぜしむるものあり、如何ともすること能はざるを以つて、遂に放棄して、之を矯正せんとするの念を撤てたりと。然れども、アーリストツルの言誤れり。リカーガスは、婦人訓育の業に於いて、終始聊も怠れる所あるなし。彼は少女に課するに、相撲、競走の技を以つてし、鐵環を投じ、投槍を擲つを習はしめたり。是れ、根強からざれば菓甘からず、健康の母にあらざれば、強壯の兒を産むこと能はずと爲せるに出づるものにして、また身健康なれば、産褥の苦甚だしからずと爲したるに依れるものなり。リカーガスは、尙ほこの目的を以つて、婦

一、圓環の一面扁平なるものにして、環め距離を定め、之に杭を立て、之をその杭に投じて、その近傍に達せしめ得たるを以つて、点とし、數者この技を圖はす遊戯にして、古代より存したるものなり。

女子の、ひたすら優柔に流れ、屋内にのみ蟄居して、外氣に觸るゝを忌むの風を打破せんことを欲し、年少の婦人をして、男子と等しく、時に裸して市城を行進するの俗を爲さしめたり。また祭式に當たりては、これ等の婦人をして、裸して歌ひ且つ舞はしめ、年少男子をして、周圍に立ち、之を見且つ聞かしむ。少女等、この時に乗じて往々、男子の行爲を批評し、戰に臨みて怯懦なりしものあらば、諷して即ち之を耻ぢしめ、剛勇なりしものには、稱して即ち之を揚ぐ、爲めに大に少年の氣を鼓舞して、之に名譽の重んずべきを思はしむるに堪へたる者あり。この席に贊稱されたるものは、得々として少女の間を歩するを得たりと雖も、諷刺を受けたるものに至りては、その思恰も上長の叱責を蒙りたるが如く、君王、長老、その他多數市民の面前なるを以つての故に、

その耻辱更らに一層の大なるを感ぜしむるものあり。年少婦人等、斯く裸體して、しかも憚らざりしは、之が周圍にあるもの皆謹嚴にして、猥褻の舉動を行ひ、野卑の言語を弄すると、堅く自ら之を禁じたるを以つてなりとす。婦人等は之に依りて、素朴の風を學び、健康を重んじ、氣宇を宏にして、男子の功業、男子の名譽に、婦女子も亦た大に資するある所以を自覺するに至れり。レオニダスの妻ゴイゴイ、曾て一外國婦人の之に語りて、世界の婦人中、男子を左右し得るもの、唯だラセヂイモンの婦人あるのみ、と云へるに對し、『無論なり、男子を生み得るもの、唯だ我邦の婦人あるのみ』と發語したることあり。スパルタの婦人をして、之を斯く思惟せしめ、之を斯く言語に發せしめたるもの、自ら其故なしとせざるなり。

少女の公々然として、裸體にして舞踏し、且つ遊戲するは、少年者に取りて、婚を思はしむるの因たらざるを得ず。プレトリーの云ひたるが如く、幾何學的結論の、その前提より推知して誤らざるに等しく、必ずや少年者の戀情を動かさざれば止まじとするものあり。加之、人々に其婚を速かならしめんが爲め、長く孤獨に居るものに對しては、之に耻辱を與ふるの制あり。即ち、此等の男子には、少女の裸體舞踏を見るを許さず、却つて酷寒之をして裸體にして市中を往かしめ、自ら、國制に遵はざりし罪を以つて、至當にこの懲罰を受くるの意を唱はしむ。尙ほ、此等の男子は、長者として幼者の尊敬を受くること能はず、ダシツライダスは、スパルタ有名の武將なり、然るも妻を有せざるの故を以つて、一日、一少年、これの至るに臨んで、その席を立つことなく、

『卿は、他日我にその席を譲るべき、一兒を有せざるなり』と云へることあり、何人も亦た、この言を以つて無禮なりとすること能はざりしと云ふ。

彼等の互に婚を行ふや、男子先づ寧ろ暴力を用ひて、少女を奪ふ。然るも、尙ほ未だ嫁期に達せざる少女を奪ふこと能はず。少女の一たび奪はれたる後、婦人の婚姻の事を司掌するものあり、來たつて少女の髪を斬り、之に男子の服を纏はしめ、放置して暗室に臥せしむ。新郎、敢て平日の服を更むることなく、共同食卓に、その衆朋友等と、常の如く晚餐を共にしたるの後、一點の酒氣をだも帶ぶることなくして、人なきに乗じ、竊に來たつて新婦の室に入り、之にその帶を脱せしめて、即ち共に眠る。相停まること頃刻、新郎、異事なきものゝ如く、その常の宿

舎に歸り、他の少年等とその寢室を同じうす。その後尙ほ、晝間のみならず、夜も亦た友人等と共に之を送りて、恰も罪を犯すものゝ如く、人の目を忍びて新婦を訪ふを例とす。新婦も亦た百方巧を弄して、人に知らしむることなく、竊に新郎と相會ふの機會を作らんことを勉む。之を爲すこと久しく、新郎新婦、未だ光明の下に、親しく相見るとの時を得ることなく、早く既に兒を擧ぐることにあり。斯くの如くにして、相會することなく、且つ稀なるの故を以つてして、彼等淫佚に陥ることなく、身體の健康を保ち、氣力の旺盛なるを得、戀々の情をして曾て消磨せしむることなく、常に相見るとのものゝ、早く既に慣れて、夫妻また落莫たるが如きものあらしむることなし。

一面荒淫の弊を防ぎて、夫妻間にこの制を起すと共に、リカーガ

スは又た、男子に徒に、婦女子の嫉妬を用ふること無からしめんを謀れり。即ち、放肆にして人の妻を姦するは、固より許す能はざる所なりと雖も、傑出の人才あり、この人、妻に通ずるも、敢て良人の耻辱なりとする事能はず、寧ろ妻をして之に通ぜしめ、傑人の種を得るを以つて、良人の名譽なりとすべしと爲せり。是を以つてか、リカーガスは、この種の姦通に對し、徒に憤懣し、血を見ざれば止まじとするものを以つて、陋劣なりと認む。尙ほリカーガスは、老年にして而も若年の妻を有するものに、その妻をして、我が目して最も善良なりとする美少年に通ぜしめ、之に依りて得たる兒を、我が兒と爲すを許し、また、善良なる男子にして、他人の妻を見、その溫柔にして、且つ兒の美なるものを舉ぐるに勝へたるを見、この沃土を借りて我が美種を蒔かんことを

欲せば、直に事を以つて之を、その良人に求め得べしと爲せり。要するに、リカーガスは、小兒を以つて、父母の私有し得べきものにあらずとし、國家の共有物たらざるべからずと爲せるものなり。是を以つてか、唯だ偶然に、夫とし婦として相合したるものをして、之に他日の國民を作るの任を専ららしむること能はず、國民中の善良なるものを盡くして、之にその後繼を作らしめざるべからずと爲す。リカーガスは爲めに、他國人の犬馬を養ひ、之に種を選ばんが爲めには、巨額の金錢を投じて、而も尙ほ惜しまじとするに、我が妻のみは、之を密閉して、之に他人の觸るゝを許さず、強ひて夫妻間のみ、兒に母たらしめんとするを笑ひ、之を以つて撞着の最なるものなりとし、夫または妻は、自らにして、暗劣なることあるべし、虛弱なることあらん、斯かる不良

なる夫妻間に生じたる兒は、また従つて不良なるべく、これが不良なるを認めて、先づ苦痛を感ずるものを以つて、實に之を養ふ父母なりとす、然るに種を選びてその善良なるものを得ば、之を養ふ父母たるもの、心中の満足云ふべからず、この理を見ざるは、思はざるの甚だしきものなりと爲せり。

この制、後世に至りて濫用され、スパルタの婦人は、姦通なる語の、何を稱するものなるやを知らず、との誹謗を受けたることあり、然れども是れ、制度創定者の本旨に反すること大なるものにして、元は、強健なる子孫を作り、國家の爲めに、功益あらしめんとするの趣旨に出でたるものあり、故に、古代のスパルタ人、シャラダスの如きは、他國人に依りて、『スパルタ人何を以つてか姦通者の罪を罰する、』との問を

一、ヘロポンテツサス最高の山脈。

受け、之に答へて、『我が邦曾て姦通するものあることなし、』と云ひ、更らに、『若し假に之ありたりとせば如何、』との問を受くるに及び、『然らば、その姦夫たるもの、頭の長さ、テロシュタスの頂に立ちて、能くエロイタスの水を飲むに足るべき、一頭の牡牛を出だし、以つてその罪を本夫に謝すべきのみ、』と云ひ、問者驚いて、『世豈斯くの如き牛あらんや、』と云へば、シャラダス即ち莞爾として、『スパルタに姦通者を見ること、亦たその如くに難し、』と答へたることありと云ふ、婚姻の制につき述べべきもの、略ぼ之に盡きたり。

スパルタ人は又た兒を得るに當たりて、擅に之を處分すること能はず、先づ之をレスケと稱する試験場に送り、之に試験官の檢閲を經

ざるべからず。試験官は即ち、兒の屬する種族より出でたる、數名の故老より成る、仔細に檢閲して、兒乃ち強健ならば、父に附して之を鞠育せしめ、養育料として、彼の九千分したる土地の、一分を之に授く。然れども、兒もし厓弱ならば、アポセチーと稱する地に投じて、之を棄てしむ。アポセチーは、テリッシュタス山麓の洞窟なり。その之れを棄つるは、兒生れて既に強健ならず、之を育すること、寧ろ兒の爲めに可ならず、また一般の利益にあらずとするに出づるものなり。是を以つてか、婦人兒を生まば、之を水に浴せしむることなく、酒を以つて之に浴せしめ、以つてその體力を驗す。兒もし病あらば、酒に浴してその命を保つこと能はず。然れども壯健ならば、之に依りて、ますますの勢を増すと

一、前節參看。

一、アセンズの武將。

は、彼等の間に信ぜられたる所なるを以つてなり。

スパータの嫁母、また頗る育兒の術に長ず。彼等は、幼兒にその帶を用ひしむることなく、四肢として、其運動に自由ならしむ。是を以つてか、其容貌、自らにして舒爾たるものあり。尙ほ彼等は、幼兒に誨へて、食物を擇ばしむることなく、暗黒を恐れしむることなく、獨り棄て、放置するも之を憂と爲さしむることなく、また徒に號泣すること勿らしむ。是を以つてか、他邦の人、争つてスパータの嫁母を購ひ、また之を雇聘せんとするの風あり。アルシバイアデーズを養ひたる嫁母アマクラ、またスパータ人なりと云ふ。アルシバイアデーズ、幸にしてその良嫁母を得たりと雖も、師傅に於いて、遂にその良きものを得ること能は

ざりし。ペリククリーズ、即ち之が撫育の任にありたる者にして、師傅として之に、ソバイラスなる者を附せり。プレトリーの稱する所に據れば、ソバイラス、一般の奴隸と、何等擇ぶ所あるものにあらずと云ふ。然れども、スパルタの幼兒は、曾て、この如く市場に購はれ、または雇はるゝが如き師傅に依りて、訓育されたることあるなし。

リカーガスは、スパルタの幼兒を以つて、其父をして擅に訓育せしむるを許さず。既にして七歳に達すれば、之をして團衆の間に伍せしめ、全一規律の中に起臥して、共に其体を練り、共にその遊戯を行はしむ。伍中にありて、最も氣慨あり、勇氣に富めるものを以つて、伍長とし、一團をして命を之に奉せしめ、如何なる刑罰と雖も、之より出づるも

一、アセンズ第一の政治家。

のは、みな甘んじて之に服せざるべからざらしむ。教育の目的は、即ち従順に慣はしめんとするにあり、老人等、往々にして、幼兒の伴侶に加はり、之を監督すると共に、また之に爭論、格闘の機を激發し、之に依りて各箇の性質を伺ひ、その怯勇を判ずる料に供することあり。讀書習字等、之を幼兒に課せざるにあらずと雖も、單にその必須なるを限りとして、深く之を攻むることなく、之をして順良の臣民たらしめ、苦難に際して屈することなく、戦つて必ず勝たしむべきを以つて、その詮と爲せり。この目的に従ひ、年一年ごとに規律を嚴にして、之に服せしめ、髪は刈つて之を短くし、徒跣にして歩し、多くは裸体にして嬉遊せしむ。

十二歳にして褌衣を撤せしめ、一年之に唯だ一着の衣を與ふるの

み、浴を用ひしむることなく、油を塗るを許さず、浴湯塗油は、年中日を定めて僅に之を行はしむ。彼等、ユロータスの河岸に生ずる蘆荻を刈ッて、褥を造り、相合してこの上に寝ぬ。蘆荻を刈る、曾て鎌を用ふることも能はず、手以ッて之を折らざるべからず。冬に至らば、之に加ふるに藪の綿を以ッてするのみ、蓋し煖を取るの料として知られたるを以ッてなり。この頃よりして、俊秀の兒童は、みな必ず大人の間に一人の知友を有して、之が恩顧を受く。老人亦た、ますく之にその注意を加へ來たりて、常にその交友場裡に入り、之が議論を上下するを聞き、また之が力を角するを見る、父たり、師たり、管理者たりとして、聊も之に

一、化粧の爲め、油を身体に塗ること行はれたるなり。
二、所謂念者云ふが如きものにあらず、極めて潔白にして、唯だ父とし見せして、萬般の注意を之に加へたるものなるが如し。

その目を放つことなし。是を以ッてか、兒童等また、頃刻と雖も、その務を怠ること能はず、怠れば直に罰の至るを思はざる能はず。

市民中、徳最も高く、才最も秀でたる人を擇びて、之に兒童等の管理を一任し、この人、兒童を數團に分別し、每團、青年の深慮あり、又た膽略あるものを擧げて、之に長たらしむ。團長之を稱してアイレンと云ふ、兒童の域を脱すること二年、その二十歳なるを以ッて常とす。別にメルアイレンと稱するものあり、兒童中の年長者を以ッて之に擧ぐ、副アイレンの義なり。兒童争ふことあり、團々相闘はゞ、此等のアイレン、之に將として、その進退を指揮し、平日は家にありて、團長その團員を雜役に驅使す。即ち年長じたるものには、薪材を拾ふを命じ、幼弱なるものには、野菜を集めしむ。彼等の發せられて之を索むる、代價を授じ

て之を購ふにあらず、ちのくその處に就きて之を偷まざるべからず。故に野菜の如き、田圃に之を盗まざれば、忍んで共同食卓に之を獲ざるべからず。認めらるれば即ち、假借なく答鞭さる、偷盜に拙劣なりしを懲らさんが爲めなり。彼等の盜む、管に野菜のみにはあらず、人眠れるか若しくは收藏苟くも疎漫なるものあるを見れば、獸肉鳥肉を選はず、手の觸るゝに従つて之を奪ふ。捕らへらるゝに當たりては、答鞭のみ、これが罰たるにはあらず、之をして餓えしむるを以つて、亦た懲戒の一方方法なりとす。彼等の食ふ處、平常なりと雖も若く饒なること能はず。蓋し、之に多量の食を與へざるは、彼等をして、自ら盜んで以つ

一、スパイタ必ずしも偷盜を奨励したるにあらず、戰場に臨み、敵の目を忍んで事を行ふに慣れしめんが爲め、即ちこの制を設けたるなり。

て之が乏を補はんことを思はしめ、轉たますく、之にその勇とその巧を用ひしめんとするに出でたるものなり。尙ほ人、榮養過多なれば、發育の力爲めに妨げられ、徒に横さまに肥滿して、天の儘に高く長ずること能はず。矮小にして肥滿なるは、決して形狀の美なるものにあらず、且つ四肢の運動爲めに自由なること能はずして、要するに自然に適せるものにはあらざるなり。スパイタ人が、懷妊中婦人に、下劑を服せしめたるもの、亦た之に、肥滿せざる優麗の兒を産ましめんとするに出でたるものなるべし。但しこの事、尙ほ人の覆考を待たざるべからざるものあり。

スパイタの兒童、曾て狐を盜み、之を衣中に藏して、遂に之が爪牙に、その臟腑を裂かれ、爲めにその命を隕としたることありと云ふ。その

偷盜の人の知る所となりて、拙劣を笑はれんよりは、寧ろ死せんことを欲したるなり。以つて彼等の之にその心を致したるの、大なるものありしを知るに足るべし。この一例の如き蓋し、あるひは人に疑あらしむるを免れず。然れども、今日尙ほ、スパータの少年の、ダイアナ・オシアの神前に、能く答辯の苦に堪へ、死に至るも辭せざるものあるを見るは、敢て珍しと爲さざる所なり。

團長ライオン晩餐を終はるの後、雲時團中の兒童を集めて、あるひは之に歌謠を唱せしめ、あるひは之に問答を挑む。その問答たる、頗る思慮を要

一、一説には、ダイアナ・トリリカなるべしと云ふ。ダイアナ・トリリカ神を祭るには、昔時人身を犠牲にしたる者なり。然るも、リカーガスコの制を廢し、之に代ふるに、少年の答辯を以つてし、神壇にその血を濺ぐを以つて限りせり。これ亦た、要するに、スパータ人に耐忍を教へんとするの主義に出でたるものならん。

するものにして、一例を擧ぐれば、即ち、『市城中、何人をか最も善良なりとす、』『某々の人、云々の行動あり、この行動果たして如何、』と云ふが如きもの是れなり。是れ、兒童をして早く、當世の事務に通じ、人物の能、不能を判ずるを得せしめたる所以のものにして、彼等もし、何人か善良なる、何人か高名なる、云々の間に對して、速に答ふること能はざれば、直に遲鈍を以つて斷ぜられ、徳義または名譽の感念に於いて、缺如たる所あるものなりと認めらる。尙ほ彼等は、之に速答すると共に、その答に相當の理由を附せざるべからずして、また之を簡にして盡くさざるべからず。理由その當を得ざれば、罰として團長ライオンに依りその拇指を噬まる。時としては團長、長老等の面前に於いて之を行ひ、長老等をして、その果たして罰を行ふに當を得たるや、否やを見せしむる

ことあり、罰若し當を得ずして、嚴に失するか、あるひは寛に流るゝことあらば、兒童等の散ずるを待つて、その後に至りて、アイレン長之が叱責を受く。

兒童にその恩顧を加ふるもの、亦た善惡共に、兒童の榮辱を分かつざるべからず。現に一兒童、争鬪に當たり、卑怯にして、悲鳴の聲を揚げたりとの故を以つて、常に之を愛し居たるもの、執政官に依り科料に處せられたる事例ありと云ふ。この同性間相愛の情は、スパイタ人に依り最も重んぜられたる處にして、有徳の老婦も亦た、妙齡の少女を擇びて、之を愛するの俗あり。時ありては、數者相等しく、一人の少年または少女を愛するとなきにあらずと雖も、その間に毫も嫉妬の念を萌生せしむることなく、却つて相互の親交を締し、その愛する所に力

を一にして、之が訓導に力むるの風あり。

スパイタ人また、巧妙なる銳利の語を以つて、人の漫罵に酬ゆるに慣はざる。その語る所の言、必ず寸鐵人を刺すの勢なかるべからず。リカーガス、鐵の貨幣を作りて、巨額の量を重ぬるも、その價值尙ほ微少ならしめたりと雖も、言語に至りては之に反し、簡單にして、而もその價值の大ならんとを期せり。是を以つてか、その民をして徒らに語らしむることなく、苟も語らば、必ず人の肺腑を衝かしむるを以つて要とせり。放肆荒淫の人、多く兒を得ること能はず、多辯曉舌の人、また快利の言を爲すこと能はざるなり。スパイタ王エージス、曾てアゼンズ人に依りて、スパイタ人の劔短小なるを誹られ、斯くの如きもの、手品師能く之を嚙下するを得べし、との惡罵を受けたることあり、即ち之

に應じて曰く、『然りしかも尙ほ能く之をして敵の體に達せしむるに堪へたり』と。その言の短にして、しかも尙ほ能く敵に迫るに堪へたる、何ぞその刀に等しき。

傳説の云ふ所にして信ならしめば、リカーガス亦た躬ら、銳利の言に長じたるものなり。曾て客の、ラセヂイモンに、民主政治を行ふべきを説けるに對して、彼即ち答へて曰はく、『請ふ先づ之を卿が家庭に行へ』と。また人の、『神に献ずるに物何ぞ斯くの如くに貧しき』を問へるに應へて、『常に之に献ずるを得て物の竭きざるを欲するが爲めなり』を云へるとあり。また、人之に問ふに、『何等の武藝か、之を學ぶに最も可なる』を以つてす、之に答へて曰はく、『一切の武藝皆可なり、唯だ卿の行ふが如き、兩手を張るの技は即ち不可なり』と。尙

一、敵に哀憐を乞ふに當たりて行ふ、古俗の態度。

ほ、リカーガスが、其國人に與へたる書面中に於いて、之に等しき名語を遣したる者少からず。『何に依りてか、最も好く敵の來侵に抗するを得べき』と諮らるゝに答へては、即ち、『常に貧賤に居り、その富の他に超ぬんとを冀はざるに依りて』と云ひ、『スパータは果たして、城壁を繞らし、以つて之を衛るべきや、如何』を問はるゝに對しては、『市府、瓦石を用ふるよりも、民衆の城壁に依りて、寧ろ好く之を衛るを得べし』と答へたることありと云ふ。然れども、此等の書面、眞贋如何に至りては、蓋し容易に判ずべからざるものあり。

たゞスパータ人が、曉舌を忌みたるの事實に至りては、左の名言の傳へられて存するもの、之を證して餘りありと爲すべし。王レオニダ

スは即ち、人の時と場所とを辨せずして、素に大事を論ぜんとしたるものあるに對して、之を叱して曰はく、『當に語るべきにあらざれば、乞ふ之を語ること勿れ』と。リカーガスの甥、王カリラウスは、叔父リカーガスの法を作ることに若く少かりしに對し、その理由を索められ、即ち之に答へて曰はく、『言を用ふること少き民に對しては、法必ずしも多きを要せず』と。また、人曾て、詭辯哲學家へカチーアスの公共食卓に招かれ、その會食中、一語をだも交へざりしに對して、その嫺雅ならざるを責めたるにあり、アキダミダスなる者あり、之を辨じて曰はく、『へカチーアスは即ち、その語るべき道を知る、また語るべき時を知るものなり』と。

一、前節に見ゆ。

一、スパルタ王。

二、ヘロポンチサスの西海岸。

尙ほスパルタ人が、人に酬ゆる言辭の輕妙なりし一例は、左に擧ぐるものに依りて、之を見ることを得べし。客あり反覆、スパルタに於ける最良の人を以つて、果たして何人なりとかするを問ふ、デマレータスその屢々さるゝを以つて煩なりとし、遂に之に答へて曰はく、『少くも卿が如き男にあらず』と。人あり、エリス人の、オリムピア競技に處して、能く公平なるを得たるを稱す、王エーソス、之を聞いて即ち曰はく、『五年間に一たび、公平を持するを得たるを以つて、エリス人は、即ち稱さるゝを得るか』と。一外國人にして、親らラセデーモン人を愛するを以つて稱するものあり、説いて曰はく、予が郷黨、予を目して

「ア、ロラコンなりとすと。ジ^ニイオボムバス之に答へて曰はく、『寧ろ、フィ
ロポリチーズを以つて稱さるゝの、卿の爲めに優れるに若かず』と。
また、アゼンズの能辯家、曾て、^四ポ^ニセニアスの子、プリストリアナックス
に對して、ラセデ^イモン人の學識を有せざるを罵りたることあり、即
ち之に答へて曰はく、『然り、ギリ^イス人中、アゼンズの惡風を學はざ
るもの、唯だ我がラセデ^イモン人あるのみ』と。また、アイキダミダス、
入に依りて、スパ^イタの人口如何を問はれたることあり、之に答へて
曰はく、『僅に、奸惡の徒を防ぐに堪へたる數を有するのみ』と。

スパ^イタ人はまた、談話の間にも自ら此妙を發揮せり。蓋し、其語る

一、ラセ^イモン人を愛する人との義なり。

二、スパ^イタ王。

三、自家の罪惡を受する人との義。

四、スパ^イタの武將。

一、四部^シ、^イに存せし、古代の^アリス殖民地。

必ず苟もすべからず、語らば之に、何等かの意義を有せしめざるべか
らざるを以つて、教へられたるに依る者なり。乞ふ、再びその一例を舉
げんか。曾て、人の驚の嘲を爲すものあり、往いて之を聞かんと欲
す、如何を以つて、その友に誘はれたるものあり、スパ^イタ人之に答へ
て曰はく、『多謝す、予は既に驚より、親しく之を聞くを得たり』と。ま
た、墓碑の、

暴君の荒らぶる猛火を消さんとして、哀むべし、

これ等の人々、セラ^イナスに戦死を遂げたり。

とあるを見、戯れたるものあり、曰はく、『その死せる、固より其所なり、
之を消さんことを欲するよりも、何すれを寧ろ、燃滅せしめんことを

謀らざりしぞ」と。一少年、その友の死に至るまで、必ず闘うて屈せざるべき、一闘鶏を之に贈るべきを約するに會ひ、これに謂つて曰はく、『予は寧ろ、闘うて必ずその敵を仆すべき、闘鶏を得んことを欲す』と。人の輿中に踞して路を行くものあり、一少年これを見て即ち曰はく、『予は、出て、長者に禮すること能はざるが如きものに坐するを欲せず』と。史家中往々にして肉體の修養よりも、智力上の修養に於いて、スパルタ人は、更らに一層スパルタ流なるものあり、との言を爲すものあり、また宜なりとすべし。

その應對を明晰にし、その言語を鋭利ならしむるに於いて、スパルタ人の教育、斯くの如くに重んぜられたると共に、其詩歌、音樂に關する教育、また之よりも更らに重んぜられたる者あり。スパルタ人の詩

歌は、その語句、平靜にして、些の匠氣を有せずと雖も、その詠ずる主題は、みな高尚にして、徳教に資するものならざるなく、あつく生命あり、精神あり、多くは人の心を刺激して、懦夫また自らにして起たざるべからざるの勢あり。あるひは、國の爲めに殉したるものを頌して、幸福にして、榮譽あるものなりとし、あるひは、勇に乏しきものを貶して、陋劣にして汚辱あるものなりと爲すが如き、即ちその詩歌の一般に通せる思想なりとす。尙ほ齡に應じて、その既に爲したる處を誇り、また其爲さんと欲する所を誇りて、以つて各人に膽略を鼓舞するの歌あり。例へば、祭式の際に當たりて聯唱する、三様の歌句の如き、即ち是れなり。老人先づ唱して、

我等も曾ては、若くして又た強かりき、

と云へば、血氣の徒これに和して、

我等は今こそ強し、いざ來て試し見よ。

と呼び、最後に幼兒

我等も頃は、一きは強くも成りて見ん。

と唱す。

人若し、その尙ほ今日に現存せるスパルタの歌章に留意し、また敵に向かつて進軍するに當たり、笛に上して奏する其曲調に注意せば、詩歌と武勇とのもと同根なるべきを稱する、ターバンダー及びピンダーの言に、必ず想ひ到ることあるべし。ターバンダーは即ち、ラセヂ

一、ケリリス音楽の始祖。(紀元前七百年—六百五十年。)

二、ケリリスの抒情詩人。(紀元前五百二十二年—四百四十三年。)

イモン人につき、歌うて曰はく、

戈取りて、民強く、歌賦して、

聲よき國にこそ、開くなれ、

正義の道の、初めて。

またピンダーは曰へり、

長老政に明かにして、

壯丁戦に勇なる國、

即ち祭の夜に、

歌や踊の尊ばるゝ國。

と、共にスパルタ人の、殺伐勇猛なると共に、また詩趣に富めるあるを云ふなり。スパルタの詩人も亦た自ら云へるあり、

鋭き劔の光には、籠もれり、

優しき歌の音の。

と。現にスパルタの王は、戦前に臨みて、必ず先づミューズの神に祭を行ふ。蓋し、國人をして、平素の習へる所に思ひ及ばしめ、往昔の戦に關しては、古人が如何の行蹟か、果たして詩歌の上に残れるを回憶せしめ、之に依りて之に、傳ふるに足るべき功績を擧げんことを勸むるの意に出でたるものなるべし。

戦時に當たりて、またスパルタ人は、その嚴密なる儉約の制を寛容され、その頭髮を理し、その武器を飾り、その衣服を美にするを許さる。斯くて彼等の盛装されたる頭髮、武器、衣服を見ること、恰も競馬場裡

一、詩歌、文藝の神。

に、その愛馬を率ゐて立てる人の、鬣を揮ひて嘶鳴する、之が勇姿に對するが如き狀あり。是を以つてが、スパルタ人、その丁年に達する後は、みな髪を蓄へて之を長くす。但し、梳りて之を左右に分かつは、國急ある時に止まるなり。蓋し、リカーガスの言を記するに出づるものにして、リカーガス即ち曰はく、秀麗なる容貌は、頭髮に依りて更らに其美を倍すべく、その醜惡なるものは、之に依りて爲めに、人をして其勇猛なるを怖れしむるに足ると。

出征して戰場にあるの間、スパルタの壯丁は、常の如く、甚だしく其訓練を以つて責めらるゝことなく、給せらるゝ食料また裕にして、事に寧ろ平日より安逸なり。是を以つてか、世界中、戦争を以つて、之を其身の保養なりと認むるもの、唯だ一のこのスパルタ人あるのみな

りと爲すことを得べし。敵既に近くして、軍列茲に整へらるゝや、王は山羊を屠つて之を神に献じ、その兵をして盡く花冠を戴かしめ、笛手をしてカストーア神に對し、之が讚美の曲を奏せしめつゝ、王躬ら又た進軍の歌を歌ふ。全軍隊伍整々、歩調を笛の音に和し、容色平然として、心中何の畏怖なき者の如く、欣々樂と共に敵に赴く。その狀偉觀にして、また頗る勇壯なり。斯くの如き軍隊の敵前に臨みて、卑陋の擧を爲し、または敵に對して、徒らに慘虐を擅にせんことは、之を信ぜんと欲して信ずること能はず、その神の之と共なるを信じて、冷靜沈着、之に武勇を示さんこと、固より必然なるを思はしむるに堪へたり。

王の戰に臨むや、又た曾てオリムピアの競技に於いて、勝利の冠を獲たる、一人のスパルタ人を擧げ、之を其左右に侍せしむるを以つて

例とす。是を以つてか傳説あり。一スパルタ人曾てその敵に依りて、切なる懇願を受けたることあり、曰はく、躬ら出て、競技に加はらざるを約せば、爲めに酬ゆるに巨額の贈遺を以つてすべしと、然るもスパルタ人、斷として之を斥け、而も奮闘力争して、漸く壇上にその敵を倒すを得たり。傍觀者その愚を笑ひ、之に戯れて曰はく、『ラセヂーモン人、卿は斯くの如くにして、その勝利に依り果たして何物をか得たる』と。スパルタ人即ち欣然これに答へて曰はく、『予は之に依りて、王の馬前に戰ふことを得たり』と。

スパルタ人戰うて既にその敵を破らば、深く之を追ふことなく、その捷既に明かにして、敵また爲すなきを見れば、直にその兵を斥く、その抵抗力を有せざるものに對して、虐殺を試みるは、即ち士人の面目に

あらずして、ギリシア人の爲すべき所にあらずと爲せるを以つてなり。是れ必ずしも、之を以つて、其寛宏の量を示すのみにはあらず、また自ら一箇の政略たらざるを得ず。敵兵にして一たび、ギリシア人の、その之に抗するもの、みを殺し、その他を赦して顧みざるものなるを知らば、深く之に抗戦することなく、遁逃して其身を全くするを以つて、自ら得たりとするに至るべきを以つてなり。

詭辯哲學家ヒッピアスは、リカーガス躬らまた一大武將にして、屢々兵を率ゐて戰場に立てるを稱し、フロステファニアスは、騎兵を編成して、オリラモスと稱する隊形を組織したるもの、實に此リカーガスなると爲せり。フロステファニアスの稱する所に従へば、オリラモスは即ち、五十騎の兵を用ひて、方形の隊を成らしむるもの、是れなりと云ふ。

一、ナセンスの知事にして、また哲學家たり。

デミトリウスは、フレリアスは之に反して、リカーガスの、全く兵馬の事に關知せざる者なるを云ひ、また全く平和の時に於いて、その法律を編纂したるを説く。彼のオリムピア競技の間は、戦闘を休止すべしと云へる制度の、このリカーガスに依りて、創定せられたりと云ふが如き、即ちリカーガスが、人となり温和にして、世の康安なるを欲したるものなるを察するに堪へたり。然れども、この制度の創定に關して、自ら異説なき能はず、ハイミッパスの傳ふる所に従へば、此制もと決してリカーガスの發意に出でたるにあらず、之を創定したるもの、即ちイフィタスなりとするもの亦た少からずと云ふ。この説に據れば、いはく、リカーガス初め、イフィタスと何等の面識ありしにあらず、偶々觀

覽者として競技の場にあり、背後に人ありて、之が怠慢を責め、何故にスパルタ人をして、この式典に加はらしめざるを鳴らすに會ひ、願れば即ち人なし、リカーガス震慄以爲へらく、これ豈天の言にあらざるを得んやと、直にイフィタスに赴き、之と相合して式典の制を定め、遂に之をして一層華麗なるを得せしめ、また之をして中廢なきを得せしめたるなりと。

スパルタ人の規律に依りて束縛さるゝは、たゞ其幼時に於けるのみにはあらず、その丁年に達したる後も、また尙ほ然り。一人として、その心の欲する所に従ひて、擅にその日を消すること能はず。スパルタ人の市街は、要するに、一箇の陣營の如し、皆定量の食を以つて給せられ、おの／＼之に課せられたる任務を有す。是を以つてか、スパルタ人

一、もさスパルタの土地に居住して、その征服する所となりたる人種なるべしといふ。スパルタ人の爲めに、奴隸として雜役に服するものなり。

その自己を見るに、決して自己の爲めに生存するものなりと爲すことなく、たゞその國の爲めに生存するものなりと解せり。若し人之に課せられたる任務を有せざれば、即ち幼者を監督して、之に有用の技を授け、又は自ら長者より之を學ぶ。然れども、リカーガスが、その國人に授けたる幸福の一は、これに悠々自適の閑を與へたるにあり。何となれば、彼等は初めより、陋劣なる手工を行ふを禁ぜられ、また富聊もこの國に於いて重んぜられず、傭財を積むの要、毫末も彼等の上に存せざるを以つてなり。しかのみならず、ヘロット人、彼等の爲めに田を耕し、スパルタ人勞せずして、之より一定の收穫を徴す。曾て、一スパ

タ人、アゼンズに赴き、法廷の開かるゝに會し、即ちアゼンズ人、懶惰の故を以つて罰金を課せられたる者あり、蕭然廷を去り、その友これを圍繞して、百方慰安し居れりと云ふを聞く、如何なる人か、果たして士人の行爲を以つて罰せられたる、乞ふ我をして之を見せしめよと、驚き就いて、之を求めたることありと云ふ、その勞役、營利の業の、スパータに於いて賤しまれたる、以つて見るべきなり。

スパータに於いては、貨幣の禁ぜられたると共に、訟また其跡を絶てり、民に貧富なく、みな等しく衣食に足り、深く求むる所あるなく、安逸以つて其日を送るを得、その訟なき、蓋し必然の結果なりとすべし。彼等戦にあらざれば、即ち或は舞踏し、あるひは宴樂し、或は又狩獵、体操、會話以つて専ら其時を消す。

一、五情の發作、みな神さまれたるなり。

三十歳未満の者は決して市場に出づること能はず、必要なるものあらば即ち、親戚知友に托して之を買はしむ。老人なりと雖も、また屢々出て、市場にあるは、その信用を博し得べき所以の道にあらず、練武場または會談室に出入するの頻繁なるを以つて、即ちその人の美德なりと認めらる。會談室これを稱してレッシュと云ふ、老若相集まり、談論以つて閑を消し、しかも一言商事に涉ることなく、また物價に及ぶことなし。話柄は専ら、徳教に資するに足るものゝみに止まり、善良なる者を頌し、その然らざる者を貶す。その之を毀譽する、輕快の諷刺を用ひて、峻嚴の弊に陥るとなきを期す、リカトガス躬ら、決して嚴格にのみ偏せる人にはあらず、文士ソシピアスの稱する所に従へば、笑

の神の小像を造りて、これを集會堂の室内に安置したるもの、實にこのリカーガスの爲せるところにして、公集會または宴樂の際、巧に戯遊を交へて、以つて平生規律の嚴なるを緩和するの料に供せりと云ふ。

之を要するに、リカーガスはその國民をして之に、孤獨その生を送らんことを思ひ、また之を企つるの違あらしむることなく、彼の蜜蜂の如く、一主長の下に集團して、おの／＼全共同體の一分子たるを思はしめ、その共同體に盡くさんとする熱心の極は、遂に其身を忘るゝに至らしめんことを謀りたるものなり。スパータ人が、現にこの感念に馴致されたるの實例は、その所言なりとして傳へられたるものに依りて、これを窺ふことを得べし。ピーダリータスなるものあり、苟に

- 一、スパータに大宰相なるものあること、本卷二五頁に見えたり。この大宰相は五人より成りたるものにして、此等の大宰相、國中賢良の士を選ばしめんが爲め、三人の吏員を命じ、各員百人づゝの士を薦む。斯くの如くにして、三百士の一人に擧げられたるは、即ち著大の名譽なりと信ぜられたるなり。
- 二、スレーヌ(東南ヨーロッパの古名)の市邑。

三百人の一人に擧げられんことを期し、しかも擧げらるゝこと能はずして、敢て怨めるの色なく、スパータまた、我より賢明なるもの三百人を有す、豈賀せざるを得んやと稱し、欣々その家に還れり。またポリクラチダスなるものあり、他の數輩と共に、命を啣みて、バシシア王の許に使す。王の將軍これに質して曰はく、卿及び卿の一行は、單に私人として來たれるや、將た又た太使としてか至れると。ポリクラチダス之に答へて曰はく、『我等もし其効を奏せば、即ち太使として至れるなり、若し効を奏せざれば、單に私人なるのみ』と。アムフィポリスの人

會てラセヂイモンに來たり、ブラシダスの母、アイジレオニスに會し
たることあり。アイジレオニス之に問ふに、その兒勇敢に戰死して、以
つてスパルタ人の名を辱しむること無かりしや如何を以つてす。然
るに、アムフィポリス人の之に答へて、ブラシダスの武を稱すると甚だ
しく、遂に稱して、スパルタまた斯くの如き勇士を得ること能はずと
云へる見、アイジレオニス之を制して曰く、『否、云ふこと勿れ、ブラシ
ダスは善良の士にして、また勇者なり、然れどもスパルタ、多くブラシ
ダスに優れるの士を有す』と。

リカイガスその新政を創むるに當たりて、助に之に依りたる人々

一、ペロポンネサスの戰に臨みたる、スパルタの武將にして、アムフィポリスに戰死したるものなり。

を擧げて、その元老顧問と爲したるは、既に前節に於いて之を叙説し
たり。その後、これ等元老の缺を補ふには、六十歳以上の人の中より、そ
の最も敬重すべきものを擇びて、之に擧げたり。

その之に擧げらるゝは、敏捷なるものゝ最も敏捷なるものなりと
云ふにあらず、また強健なるものゝ最も強健なるものなりと云ふに
もあらず、實に善良なるものゝ善良なるものにして、賢明なるものゝ
又た最も賢明なるものなりと云ふにあり。斯くて之に擧げらるれば、
それが生平の功徳に酬ゆるに、國政の大權を以つてせられ、終世その
位置に居るを得て以つて、その國民に對する生殺與奪の柄を握る。天
下豈これに過ぎたるの名譽あらんや、これに擧げらるゝの頗る難き
ものありたりと云ふ固より其所なりとすべし。

少しく之が選挙の法を擧げんか。先づ國民をして一定の地に會せしむ。會衆の中より若干の士を選び、之を以つて會場に接せる一屋舎の中に密閉す。之より外を窺はんとするも、窺ふこと能はず。外より之を窺はんと欲するも、亦た得べからざるなり。唯だ内にありて、外部の喧噪をのみ聞くことを得べし。即ち斯くの如くにして、會衆叫呼の聲に聞き、以つて其選を決せんと欲するなり。叫呼の聲に依りて、可否を定むるは、實に亦た彼等の他の案件を判ずるに用ひたる法なりとす。既にこの準備成る、次に、候補者をして互に抽籤を行はしむ。即ち候補者一同をして、一時に會衆の間を過ぎらしむることなく、箇々順次にその間を歩せしめんとするに依るものなり。屋舎内に密閉さるゝ者は、中に筆紙の備を有し、候補者等の黙して會衆の間を行き、會衆の

之に對して叫呼するを聞き、その何人たるを知らず。單に第一、第二、第三等、候補者通過の序次を記し、以つてその何人に對する叫呼か、最も盛なりしを報ず。斯くて即ち、選定まるなり。終はりて、その最大多數者に依りて叫呼されたるもの、自ら花冠を戴き、諸神祇にその謝意を致さんが爲め、拜を各祠堂に行ふ。多數の壯年、後より之に伴ひて、之に其當選を祝し、多數の婦人また、之に對して歌を唱し、歌章に依りてその盛徳を頌し、また之が幸福を賀す。その祠堂巡拜の途上、これが親戚、出て、之に食を供し、稱して曰はく、『國の爲め、これが饗を以つて、卿にその譽を揚ぐ』と。然れども、凡て之を享くることなく、その門を過ぎりて、常の如く共同の會食場に赴く。共同會食場に於いて、敢て特異の食膳を以つて饗さるゝにあらず。唯だ二人分の料理を以つて之に附

せらるゝのみ、其一人分を食ひ、他の一分を收めて、之を傍に置く。食終はるの時、之が親戚の婦人、一同にして來たりて、食堂室外に待す。當選者、中より、其最も敬重するに堪へたる一人を擇びて、之を召し、之に其剩せる一分の食を授け、且つ云ふに、我名譽の表章として、之を受けたり、いま即ち名譽の表章をして、之を卿に與ふ、との言を以つてす。斯くの如くにして、その婦人は、他の婦人に依りて頗る慶賀さる。

リカーガスまた葬儀に關して、卓越なる規則を制定せり、第一に先づ、一切の迷信を排斥し、遺骸を市内に埋葬し、神廟の附近に墓標を建立するも亦た、聊か妨げずと爲せり。これ壯年者をして、その幼時より、斯かる物を見るに慣はしめ、以つて之に死を怖るゝの念を抱かしむることなく、また死屍に接觸し、墓地の上を歩するも、敢て不淨を感ぜ

しむることなからんを、欲したるに出でたるものなり。第二にリカーガスは、死体と共に何物をも、地中に藏むべからざるを命ぜり。たゞ之に紫衣を纏ひ、蔽ふに椶櫚の葉を以つてするを許せるのみ。戰に臨みて其命を致したるもの、外は、墓碑にその名を刻する能はず。婦人に至りては、その名を刻し得べきもの、神職に在りたるものを以つて限りとす。之をして喪に居らしむるの日、また頗る短く、十一日を以つて之が期日とし、第十二日目に至り、シリリーズ神に祭を行ひ、以つて其忌を終ふ。

凡そスパータには、その日常の生活、一事一物みな規則を有せざるなく、之に依りてリカーガスは、その國人をして、造次頓滞にも、徳行を忘るゝことなく、また不善を思ふの違あらしめざらんことを謀れり。

是を以つてか、スパルタの城中、見るとして、規則に命ぜらるゝ、正理の行動ならざるなく、市民をして轉た益々、不知不識の間に、徳を行はざるべからざるに至らしめたり。

この故を以つて、リカガスは、スパルタ人の國外に漫遊するを禁じたり。これ外國の風習に慣れて、その規律なき生活に倣ひ、不良なる政體を學ばんことを欲するを、防がんとするに出でたるものなり。尙ほリカガスは、用あるにあらざして、國內に滯留する外國人を、凡てラセデーモン外に放逐せり。ニューシヂャーヌは之を以つて、彼等が、その政體の美を學び、以つて其國に資するに足るべき、スパルタの長所を奪はんことを恐れたるに依ると爲すと雖も、實は不善を、國人に傳

一、アセンズの史家。(紀元前四七一年—四〇〇年)

ふるを恐れたるに依るものなり。外國人には自ら外國の思想あり、これと相接觸するの結果、從つて國に不可なる議論と感情とを生じ、確立したる國の政體と、相諧和すること能はざるに至るなきを保せず。これ即ち、リカガスの、外國の惡風を恐るゝこと、惡疫の國內に入るを恐るゝよりも、更らに甚だしきものありたる所以なり。

リカガスの創定したる此等の制度に於いて、我等は聊も、その以つて正義に反せりと認め、または不公平なりと目すべき、形跡あるを見ること能はず、然れども、又た、往々にして、これを難ずるものなきにあらざるなり、曰はく、その尙武の氣を激勵するは、凡そ之に過ぎたるものあらざるべし、しかも正義を云ふの點に於いては、缺くる所なきを得ずと、プラトリーの如き、現にまた之を稱するものゝ一人なりとす。

クリプチアと稱する法律あり、アリストツルの傳ふる所に従へば、實にリカーガスの制定せる所なりと云ふ。其説もし事實なりとせば、フレトアの、リカーガスを解し、またリカーガスの制度を解する所、其故なしとせず。クリプチアの制とは何ぞ、曰はく、壯年の指導者等、その最も事に臨んで慎重なるものを選び、之に授くるに、單に一口の短劍と、且つその必要なるを限りとせる、少許の食料とを以ってし、時々これを村落の間に放ち、晝間は即ち、人の知らざる所に伏在し、夜に至りて路上に出で、苟も見ることを得べきヘロツト族を得るに従ひて盡く殺害せしむる、即ち是れなり。時あつては、白晝また、田圃の間に出で、

一、要略律の義なり。
二、註、前節にあり。

之が強健にして、且つ勇猛なるものを殺害することなきにあらず、また、シューシヂャーノスが、その著、ヘロボンネナス戦史に説く所に依れば、戦闘中、特にその勇氣を賞せられて、以って自由民族に列せられ、名譽の爲め祭を諸神堂に行ひたるもの、幾くならずして、續々踪跡を失し、その數遂に二千を超えたり、しかも當時に於いて、且つ爾後に至るも、何人も、之が如何にして其跡を没したるやを知ること能はざりしと云へり。アリストツルまた曰はく、大宰相、初めて其職に就くに當たり、必ずヘロツト族に對し、戦を宣するを以って其例とせり、是れ蓋し、これを討伐するを以って、その正法なるを認むるの實を、表證せんとするが爲めなりと。

尙ほスパータ人は、ヘロツト族を遇するに、百方殘酷の處置を以って

したりあるひは、之に酒を被らしめ、其沈醜するを待って、會食場裡に引き、少年に、醉態の陋を見せしむるの料に供し、また或は、之に強ひて下劣の歌謠のみを唄ひ、下劣の舞蹈のみを踊らしめて、之にその高尚なるものを弄ぶを禁じたり。是を以ってか曰はく、シーブス人、ラセヂーモンに捷ち、ヘロット人を虜とせる時、これに命じて、ターバンダー、アルクマン、スペンドン等の名歌を唄はしめんことを欲したるも、彼等即ち、『主人これを好まず』と稱して、以って切にその容赦を乞へりと。ラセヂーモンにありて、自由民族は、その他の邦國に於けるよりも、一層自由にして、奴隸は又た一層奴隸なりとの稱ある、蓋し故なしと

一、註、前節にあり。

二、共にスバータの詩人。

爲さざるなり。予以爲へらく、斯くの如き残酷の待遇は、後世に創まりたるものにして、殊に大地震の後、即ちヘロット族反を起こして、メッセニア人に内應し、暴を國中に行ひ、市城をして危険に頻せしめたるより後に、生じ來たりたる風習なりとすと。予は、リカーガスが、神託に依りて授けられたる使命に従ひ、その平生に行へる所の温和にして、且つ正道を逸したることなきに判じ、クリプチアの如き惡法の、この人に出でたるを信ずること能はず。

リカーガスは、その創定したる制度の主義、既に盡く國人の心裏に浸染して、其國家は今や、獨歩して能く發達すべきを見るに及び、心中竊に満足の感なき能はず。プレート、曾て神の心を揣摩して曰はく、神は、その創造したる世界の、初めて生命を得、その活動を起こしたるを

見て悦喜せりと。リカーガス、豈また然らざるを得んや。その制度の實地に行はれて、支障なく、壯且つ美なるを見、悦喜すること斜ならず、願はくば、人力の盡くして及ぶ限り、之を長久に傳へて、且つ變革なからしめんことを欲せり。是に於いてか、リカーガス、盡くその國人を集め、これに宣して曰はく、幸福を保護し、道義を維持せんとするには、制度既に備はらざるなし、然れども、更らに重大なる一事の、手に於いて國家に爲さるべからざるものあり、予いま之を行はんことを欲するも、先づ之を以って、神託に諮るの可なるを見る、予往いてデルファイに神に問ふべし、予が不在の間、諸子須く、既定の法度を遵守して、苟も之に變革を試みることを勿るべきなり、予還らば即ち、神命に従ひて事を行はんと。國人みな之を諾し、快く之をして、デルファイに發せしめんと

す。リカーガス先づ、二王及び元老顧問等をして、その歸還するに至るまで、現存の法律を保持すべきを誓約せしめ、次ぎに一般人民に之を誓はしめ、乃ちその途に發す。

アポッロ神廟に至り、リカーガス献祭を行ひ、その制定したる法律は、果たして善良にして、能くその徳教と幸福とを保するに足るや如何を以って、神意を詢ふ。神託に曰はく、その法律寔に善良なり、これを遵奉する限り、市城は世界にその名を揚ぐることを得べしと。乃ち神託を筆書して、之をスパルタに送る。然る後、第二回の献祭を行ひ、リカーガス、その友、その兒等と相擁して、これに別離を叙し、自家の死を以って、國人にその誓を棄てざらしめんとするに決せり。時にリカーガス、未だ老衰爲すなきの類齡に至らず、而も亦た惜しむべき餘命を存せ

ず。且つ又た、その國に致したる所は、盡く良好の結果を奏して、一も遺憾なるものなし。是を以ッてか、リカーガス、食を絶ちて親ら其命を終へたり。リカーガスの意蓋し、真成の政治家たるもの、その死をだも且つ、國家に功益あるものならしめざるべからず、凡人の如く唯だ徒らに、その命を棄つべきにあらずと爲したるにあり。實際に於いて、リカーガスは、之に依りて一は、その名譽に適へる死を以ッて、其が一代の幸福を飾ることを得、また一は、その一代に策したる制度の擁護者として、永く國民に幸するを得たり。何となれば、國人は、その歸還するに至るまで、敢て制度の變更を試みざるべきを以ッて、リカーガスに誓

一、あるひは云ふ、リカーガス、八十五歳にして死したりと。
二、その誓約に依り、リカーガス死して、また歸らざれば、スパータ人遂に、法律を變革するべきを得べき時なきを以ッてなり。

ひたるを以ッてなり。果たして、スパータは、リカーガスの豫期したる所に違はずして、リカーガスの代より算し、アキダマスの子、エイジスに至るまで、十四代の王の間、その制度を改むることなく、これの下に五百年の久しき内には善政を樂み、外には聲譽を高め、以ッてギリースに覇を稱するを得たり。中世、大宰相エッポキアなるもの新たに設けられたりと雖も、これ將た、本來の主義を減縮したるにあらずして、寧ろ之を擴張したるものなりと爲すべく、一見民權に制せられたるが如くなるも、實は貴族の政權を確立したるものなり。

然るに、エイソス王の時に至り、貨幣再びスパータに入り、貨幣と共に、その免るべからざる結果として、貪慾我利の心、また再びスパータに萌生せり。これが種子を下したるものを以ッて、ライサンダーなり

とす。ライサンダーは、躬ら金錢の爲めに、腐敗する人にあらざりしと雖も、戦勝の結果、金銀を奪ひ得て還り、國人をして之を喜ぶの念を生ぜしむると共に、轉た奢侈を思はしむるに至り、以ッてリカーガスの法度を壊滅したり。之より先、リカーガスの遺制なほ行はるゝの間、スパルタは、一箇の政治團體と云ふよりも、寧ろ、賢明にして廉潔なる一武士の生活に類する者あり。詩人等は、其想像にハーキュリーズを作り、ハーキュリーズは、單に獅皮と棍棒とのみを用ひて、飄然天下を遍歴し、不逞の徒を刑し、また暴虐の王を誅したりと云ふ。其ハーキュリーズの如く、スパルタ人は、一杖の節符と、一袍の粗服とに依りて、能く

一、ライサンダーは、スパルタの武將なり。傳、後卷にあり。アゼンズに勝ち、饒多の戦利品と、且つ三千三百八十四貫匁の銀を獲たりといふ。
二、ライサンダーの章に詳なり。スパルタ事あらば、その政務官、木を以て二條の圓棒を作り、一を留めて、他の一を之が武將に授け、以ッて命を叩ましむ。

ギリース全邦を歸服せしめ、奪略を制し、虐政を抑へ、戦争を調停し、また反亂を鎮壓することを得たり。時には、干戈を動かすことなく、一使節を送ることに依りて、能くその目的を全くせることあり。四方より之に朝して、一に命を之に奉ぜること、彼の蜂の、その女王に於けるが如きものありし。實に、當時のスパルタは、秩序を以ッて満ち、正義を以ッて溢れ、汎く隣國に分與して、尙ほ且つ餘あるを得たるものなり。是を以ッてか、予は、ラセデーモン人、從屬する所以の道を知れり、統御する所以の道を知らずと云へるが如き説あるを解すること能はず。説者は、これが證として、シリオポムバス王の言を擧ぐ。王は、人のこれに對して、スパルタの久しく安きを得たるは、即ちその王統御の道を得たるに依る、と云へるに答へて、『否、寧ろその民の好く服従した

るに、之が原因を歸せざるべからず』と曰へりと云ふ。統御者にして、
統御の道を得ざれば、豈に焉んぞ民の之に心服するの理あらんや、民
に従屬を教ふるは、即ち統御者の技倆如何にあつて存す、好統御者に
して、初めて良臣民あり、伯樂の馬を育して、之を順柔ならしむるが如
く、民を化し、惟だ命これに従はしむるを以つて、即ち統御者の業と爲
さるべからず。スパータ人の民を御するに巧なる、隣邦諸州敢てス
パータ人の命に服したるのみにはあらず、また進んで、之が命に服せ
んとを欲望するものあるに至れり、隣邦使を發して、ラセヂーモンに
乞ふ所あり、その求むる所は、船艦を得んことを欲するにあらず、貨幣
にあらず、また武夫にあらず、常に士の民を御するに堪へたるものを
得て、これに國政を委せんことを欲したるにあり。國既に斯くの如き

- 一、イタリヤ海岸の一角。
- 二、何れも、スパータの武將、または政治家。
- 三、東南ヨーロッパの一角。

の士を得て還らば、必ず名譽と畏敬とを以つて、之を遇せり。シ、リ、
人のジリッバスに於ける、カルシディア人のブラシダスに於ける、エシ
アに於ける諸グリース人のライサンダー、カッリクラチダス、アジュシレ
アスに於ける、みな然らざるなし。これ等の諸士は、その送られたる國
に於いて、あるひは調理者と呼ばれ、あるひは又た改良者と稱せられ
たり。斯くて、そのスパータを見ること、恰も學校を見るが如く、風俗の
美と制度の善なるは、即ち之に就いて學ぶべく、また之にその模型を
見ることを得べしと爲せり。是を以つてか、スツラトニカスなるもの
あり、戯言を弄して曰はく、アゼンズ人をして、神秘の式禮を行ひ、祭典

の行列を策せしめよ、エリス人には宜しく、競技を主宰せしむべきなり、彼等に過誤あらば即ち、ラセデーモン人を打ちて、これを懲らすを以つて可なりとすと、是れ諛讒に出でたるの語なりと雖も、ソクラテイス派の哲學者、アンチステネイスは、シープス人の、リニクトラに勝利を獲て、大に之を祝したるを叙して、恰も學校生徒の、その師に勝ちて、悦喜するものゝ如き狀ありと云へり、是れ即ち眞面目の言なり。

然れども、その國をして、他の諸邦を統御せしめんとするは、リカীগスが目的の要にあらず。リカীগスは、一國の幸福は、その一箇人に

一、オサムピア競技なり。競技の場、實にエリスに存したり。

二、スパータに於いては、師たるもの、その徒弟に對して、多大の責任を有す。徒弟に誤あらば、師なるもの、罰を免れざるに、即ち前節に見えたり。スパータ斯くの如くにして、隣邦に師たれば、隣邦の過誤に對し、自らその責任を辭する能はずとの意なり。

三、ピオシニアの一地。シープス人の、スパータ人に對し、防戦したる所なり。

一、クリースの哲學者。

於けると等しく、徳義を重んじて、その言行を一ならしむるに依りて、初めて之を達することを得べしと爲し、その國人に名譽と、自尊と、克己の念を鼓吹せんとするに於いて、その全力を盡くしたるなり。プレトイ、ダイオシエニス、ジーノイ、その他制度を論じて、苟も名を得たるものは、皆この點に於いてリカীগスを祖述せり。然れども、彼等の之を爲せるは、單に言語に於いてのみ、僅にその計案を立策したるのみ。リカীগスに至りては、然らず、既に事實の上に、その模倣するに難き、善美の制度を創立し、全市の民をして、盡く哲人の行を實行せしめ、斯くの如きは、到底云ふべくして行ふべからずと爲し、徒らに放擲して、浩歎したる、諸般の論客をして、爲めに驚倒せざるを得ざらしめ、以つ

てギリース第一の政治家たるの名を擅にするを得たり、是を以ツてか、スパルタ、リカーガスの死後に、之が祠堂を建立し、神に奉ずるか如く、年毎に之に献祭を行ひたりと雖も、アリストツルは尙ほ稱して、ラセデーモン人のリカーガスに報ずる、その當に報ずべきよりも薄しと爲せり。

リカーガスの遺骸、スパルタに輸せられたる後、その墓表は雷霆の碎く所と成れりと云ふ。斯くの如き事例の、名士の墳塋に存すると頗る稀にして、唯だ後世、マセドニアの、アイレヌーサに死したる、ユーリビヂーズに於いて、僅に之を見るのみ、之に依りてか、ユーリビヂーズ

一、バルカン半島の一地。

二、ギリースの詩人。(紀元前四百八十年—四百六年)

一、フォシスの一市邑。フォシスはギリースの一州。
二、ギリースの一著者。
三、ギリースの世家。

の崇拜者等は、往時天の特寵を受けたるリカーガスと、其運命を共にし得たりと稱し、之を以ツてユーリビヂーズに取り、名譽の表證なりと爲せり。異説には、リカーガス、サーラーに死せりと云ひ、またアポッロセミスは、リカーガス、エリスに移され全地に於いて死せりと稱し、タイミアス及びアリス^三トキセナスは、其ツリートに死したるを云ふ。殊に、アリストキセナスの如きは、同島のバミニアに於いて、異國人町と稱する地に、ツリート島民、そのリカーガスの墓なるものを有すと稱す。リカーガス一子あり、アンチオラスと云ふ、アンチオラス嗣なく、その家つひに絶つ、然れども、リカーガスの親戚故舊、リカーガスの

爲めに相集まりて、年毎に紀念祭を催し、その日を稱してリカーギッドと爲し、久しきに及べり。ロッパカスの子、アリストクラチーズ稱して曰はく、リカーガス、クリートに死するに當たり、その友人等は、リカーガスの遺志に従ひ、屍を燬いて灰と爲し、之を海中に投棄せり、蓋しリカーガス、その遺骸の、つひにラセヂーモンに輸せられ、ラセヂーモン人従つて、その誓約の消滅したるを思ひ、政法に變革を加ふるに至らんことを恐れたるに依ると。

リカーガスにつきて傳ふべきもの、これに盡きたり。

ニユーマ。

ロームの貴族にして、その家ニユーマに出でたりと稱するもの、甚だ少からずと雖も、しかもニユーマは、何の時代に於いて、ロームに王たりしや、異説多くして、之を確知すること能はず。クロディアスは、その『年代記』に於いて、ロームの古記録、凡てゴール人の亂に散佚し、その今日に現存するものは、みな爲めにするもの、作爲したる所にして、門族の未だ誇るに足らざるもの、その古貴族に出でたるを稱して、獨り自ら驕らんことを欲し、故らに之を僞作せしめたるものなりと稱す。世多くは、ニユーマの、ピサゴラスの知友にして、また其門弟なりしを傳ふと雖も、別説には、ニユーマ、ギリースの語に通ぜず、またギリースに學

べる所あるなし、天生俊秀の才を有して、自らに其技能を發揮したるか、然らざれば、ピサゴラスに優れる、ある蠻族に學べるものなるべしと云ふ。また曰ふものあり、ピサゴラスは、ニューマと時を同じうせず、ニューマを去る約五代の後に出てたり、然れども別に、スパルタの人に於いて、ピサゴラスと稱するものあり、第十六回オリムピア紀年に於いて、オリムピアの競技に賞を得、後イタリを遍歴して、ニューマに會せり、ニューマは即ち同紀年の第三年に王位に即きたるものにして、

一七頁一、史家。

一七頁二、今日の北方イタリ、フランス、ベルジウム等の地に居住せし人種。そのロームを襲ひて、これを圍みたるは、紀元前三百九十年なり。

一七頁三、ギリシスの哲學者。サモス人。

四、ギリシス人にあらざるものを稱し、斯く唱へたるなり。

一、中央イタリに居住せし古族。ザパイン族の、ローム人混じたることは、ロミユラスの章に詳なり。

ロームの政法中、そのスパルタの法律、または慣習に類似するもの存せるは、ニューマが其法律の制定に於いて、このリカトガスの助力に籍りたるを以つてなりとすと。その如何なるを知らず、ニューマは、ザパイン族の所出にして、ザパイン族は、自ち信じて、その民族、ラセヂーモン人より出づと爲すものなり。要するに、ニューマの年代、頗る詳ならず、殊に、オリムピア競技の受賞者に依りて、之を探らんとするが如きは、殆ど無用に屬す。競技受賞者の人名表は、後世、エリス人ヒッピアスの作りたる所にして、その之を作る、聊も據るべき書類を有したるにはあらざるなり。然れども予は、予の目して適當なりとする所より説き起こ

して以つて、ニューマに關し傳ふるに足るべきものは、茲にその全部を盡くさんことを欲す。

ローム府建設され、ロミヌス治を行ひて、三十七年に及ぶ年の七月五日、今稱して即ち『山羊のノーン』と稱する日、ロミヌス、市城の外に出で、山羊の澤と稱する地に、元老議員および多數の國民を集め、公祭を行ふ。時に、一天遽に雲を起し、疾風砂塵を捲くと共に、豪雨沛然として至り、民恐を抱いて遁逃し、風塵の間、ロミヌス、遂に形を滅し、悠として其生死を辨せず、こゝに於いてか、國民貴族を疑ひ、彼等王權の壓迫に倦み、これを殺して以つて、その權力を已に收めんことを欲したるなりとす。實にロミヌスの貴族に對する、壓制にして且つ侮慢に

一、ノーンとは、ロームの暦日中に存せる、一定の日なり。詳しくはロミヌスの章に見ゆ。

一、サバイン族の義なり。

失したるものあり、貴族等即ちこの嫌疑を受け、民をして之を散せしめんことを欲し、稱するに、ロミヌス實は死したるにあらず、昇天したるなりとの事を以つてす。名士にして、プロキキラスと稱するものあり、宣誓して民に告げて曰はく、予は、甲冑を着して昇天する、ロミヌス王を見、その昇天すると共に、將來已を稱するに、クライナスの名を以つてすべきを宣する、ロミヌス王を聞くことを得たりと。民心之に依りて、漸く抑ふることを得たりと雖も、次いで、王位の繼承者を擇ばんとするに當たり、ローム再び動搖す。原來、ロームの新市民は、未だ全くその舊市民と融合するに至らず、平民は互に相闘ぎて、貴族は互に相疑ふ。王を存置すべしと云ふに於いては、みな共に一致すと雖も、然ら

ば、何人を以つて之に擧ぐべきや、また何れの民族中より之を出だすべきやと云ふに至りては、争論ありて決すると能はず。ロミユラスと共に、ローム府の建設に興りたる、本來のローム人は、サバイン人を以つて、ローム人に依り、その市に居住することを許され、また土地の分與を受けたるものなりとし、此等のサバイン人が、その恩人に對し、治を行ふが如きは、理に於いてあるべからざる事なりと爲せり。然れども、サバイン人の稱する所、また必ずしも其理なきにあらず、彼等は即ち曰はく、サバイン人の王、テリシアス死するの後、彼等は黙してロミユラスの治に服し、ロミユラスをして單獨、その政を行ふを得せしめたり、今は宜しくサバイン人の、その民族中より擇びて、王を定むべきの時なりとすと。尙ほサバイン人は、劣者として、ローム人に合せられたるも

一、ロミユラスの章に於いて、ブリユータークの既く所に據れば、ロームもさ百名の元老議員を有し、後サバイン族と聯合するに至り、全民族中より、また百名の元老議員を擧げ、その數結局、二百人なるに至れりと爲せり。尤も、サバイン族聯合の結果、増員されたる元老議員は、五十名にして、百名にあらずと爲す史家、亦た無きにあらざるも、ブリユーターク、一方に於いて、之を二百名なりと爲し、いま之を百五十人なりと爲すは解し難し。スチユワート譯には、この數字を削りて之を存せず。

のなりと信ずる能はず、その之に合したるに依りて、大にローム府の名聲と勢力とを高め得たるものなりと爲せり。

斯くの如く、兩民族相争ひて決せず、國主長なくして、つひに上下紛淆、また收むべからざらんとするに至るを憂ひ、百五十の元老議員相謀り、一人づゝ日毎に交替して、王位に坐し、神に献祭を行ひ、日中六時、夜中六時の間、假りに王權を攝するに決せり。この制度は、之に依りて能く、貴族間相互の猜忌を避け得たるのみにはあらず、一晝一夜の中

に於いても尙ほ、その王となり、また一私人となるの故を以つてして、平民等をして又た之に、怨望せしむることなきを得たり。ローム人の制を稱して諒闇攝政インダレクツムと云ふ。

この制、斯くの如くにして公平を得、一見圓滑に行はるゝを得べきが如くなりしと雖も、而も尙ほ盡く、國民間の猜疑を拭ひ、その不平を一染するに堪へざるものありたり。即ち、國民中に之を解して云へるものあり、曰はく、貴族等は竊に、寡頭政治の制を起さんことを欲し、政權の其手中に落ちたるに乘じ、つひに王を選ぶことなくして、永く之を彼等の間に收めんことを欲するものなりと。是に於いてか、兩民族相同意して、ローム人は、サバイン人中より其王を選ぶべく、サバイン人は、ローム人中より其王を選び、以つて其選を決すべしと爲せり。

以爲へらく、之に依りて初めて、兩民族間の争を絶つべく、且つ之に依りて、その選出されたる王に、初めて政令の明かなるを保するを得べしと。何となれば、その王、一民族に對しては、選舉者たるの恩あり、他の民族に對して、固より血族の親あるを以つてなり。議決し、サバイン人は、これを以つて、ローム人の選ぶに委さんことを欲す。ローム人また、サバイン人の選べるローム人に依りて統治されんよりは、寧ろローム人の選べるサバイン人に依りて統治されんことを欲し、審議の末、ニューマ・ボムピリアスを擧げて、その選に充つ。ニューマ・ボムピリアスは、ロームに居住せるサバイン人にはあらず、而も全民族の間に、頗る其名を知られたるものなり。依りて、サバイン族、その名を聞くと共に、之を得んことを欲する、之を選びたるローム人に比して、更らに一

層切なるものあり。その選の、全國民に宣せられたる後、兩民族より各々その名士を出だし、之を以つて太使とし、ニューマの許に至り、そのロームに來たり、之に王たらんことを求めしむ。

ニューマは、サバイン族有名の市府、キューリーズに居住せり。ローム、サバインの兩族、相合して、クライチーズの名を得たるもの、即ちこのキューリーズに出づ。ニューマの父、その名をポムポニアスと云ふ、頗るキューリーズに徳望あり、ニューマはその第四子なり。ニューマ、ロミユラスのローム府を建設したる、その當日を以つて生まる、即ち五月一日前十日なり、また神異とするに堪へたり。資性淡泊、加ふるに、身を持すること謹嚴、哲理を以つて其心を養ひ、能く不良の情念を絶ち得たるのみにはあらず、蠻民間には往々にして重んぜらるゝ、彼の稀猪の勇を斥け、眞

成の勇は即ち、理を以つて其情を制するにありと爲せり。是を以つてか、ニューマ、奢侈をその家に禁じ、敢て躬ら放逸を以つて居ることなし。爲めに、能く内外國人の信望を繋ぎ、彼等争あらば、必ずニューマの許に來たりて、その公平なる斷を仰げり。苟も閑あらば、ニューマ、神を敬し、神に拜を行ひ、諸神の懿徳と、諸神の威力とに研究を加へ、また娛樂に耽り、思を金錢に馳するが如きことあるなし。自らにして、その名漸く郷黨に高く、ロミユラスと共に、サバイン族に王たりし、夫のテロシアスは、その唯一の女たりし、テロシアを與へて、之が婦と爲せり。然れどもニューマ、敢て之に誇るの念あることなく、その義父と共に、ロームにありて、王の家に棲まんよりは、寧ろサバイン族と共に、キューリーズに居り、以つてその老父を養はんことを欲せり。テロシア亦た、ロームにその

豪奢に誇らんよりは、良人と共にその清貧に居らんことを望めるものなり。テーシアは、その良人と共棲すること十三年にして、遂にニューマに先てりと云ふ。

ニューマ、テーシアを失ひてより後、都府の熱鬧を避け、専ら山野に遍歴して、諸の靈地を巡拜せり。是に於いてか説を爲すものあり、曰はく、ニューマの人生を避けたる、必ずしもその妻を失ひて、悲哀の情禁じ難きものありたるに依れるにあらず、既に神明に通ずるを得て、神と婚を結ぶを得、女神エジョリアと會談するを樂みたるに依るものなり、エジョリア頗るニューマを愛し、授くるに之に神智を以つてしたりと。要するに、斯くの如き神話、古代その例少からず、フリシア人のアツチ

一、西北エシヤマイノリアの一地。

二、アツチスは女神シベリに愛せられ、エンガミオレは女神ダイアナに愛されたりとの傳説あり。左れど、そのヒロドタスに關するものは、之を詳にせず。

三、南方ギリースの一地。

スに於ける、ヒシニア人のヒロドタスに於ける、アケデア人のエンガミオンに於ける、みな然り。蓋し、神にして若し、鳥獸を愛するよりも、人を愛すること最も深きものなりとせば、人の善良なるものを見て、これと語るを喜び、賢明にして正直なるものあらば、容れて之と交はらんことを欲する、必ずしも其故なしとせざるべし。然れども、神、人體外形の美に迷ひて、これに愛情を動かすことあるべしとは、之を信ずると能はず。イジプト人以爲へらく、人の女は、神の精と相感應して、妊孕するを得べし、人の男は、神と肉體に依りて相通ずること能はず、神と人との交通は、必ずしも對等なるにはあらざるなりと。また一

理なりとせざるべからず。唯だ、神は人と交友を締し、自ら一種の愛情を生じ、之を守り、之を導きて以つて、徳に至らしめんことを欲することありと見ば、即ち謬なからん。フォーバスの神話、ハイアシンサスの神話、アドミータスの神話、故に、皆信じ難きにあらず。三者は共に、アポロ神に依りて、愛せられたりとの傳説あるものなり。シキオン人、ヒッポリタス亦た、アポロ神の愛する所たりしと云ふ。そのシキオンよりして、對岸サトラに航することあるや、神恰も、ヒッポリタスの來たらんとするを知つて、之を悦ぶものゝ如く、デルファイの巫女を假りて、常に唱す

- 一、アーエス王、ツライオバスの子。
- 二、アミクリー市(スベータの近傍にありたる)の建立者、アミクラスの子。
- 三、セツサリイ王、ファイリイズの子。
- 四、パロボンチサスの一子。
- 五、アゼンズの建立者、シーセアスの、ヒッポリタに生ませたる子。

- 一、註、リカーガスの章にあり。
- 二、クリースの詩人。

るに、

愛しむヒッポリタスの、今こそ

來たれ、浪の上を。

の歌句を以つてするを例とせり。

パン神、またビンダーを愛し、その作歌を嘉したりとの傳説あり。ヒシオッド、アーキロカス、またミューズ神に依りて、死後、その推稱する所となれりと云ふ。ソフオグリーズが、その生前、エスキレピアス神と友として善かりしこと、今に至るまで、傳説の存する所にして、その死するや、彼は、他の神祇に依りて、その葬儀を行はれたりと云ふ。

此等の傳説、みな信ずるに足れりとせば、ザリユカス、マイノス、ゾロアスター、リカーガス、ニューマ等、みな其政府を組織し、その法律を編成するに當たりて、神の感應に依る所ありしと云ふ、焉んぞ之を疑ふの理あらんや。我等は即ち信ずることを得べし、神の其眞面目にあるや、此等の諸士と通じて、之を奨勵し、之にその大業を助け、その逸樂にあるや、また詩人樂師に通ずる者なるを、若し之に異議を挟む者あらば、予は、^{パー}バッキリヂースと共に云はんことを欲す、『路や即ち廣し』と。

現に一説あり、リカーガス、ニューマ等の士、國政の大革進を行ひて以つて、その頑冥固陋の民に臨まんとするに當たり、一般の利益の爲め、伴るに其神意に出でたるを以つてし、彼等民衆をして、之に服せしむ

一、クリースの詩人。

るの方便に供したるなりと。また頗る取るに堪へたり。

ロームより使者の來たりて、ニューマにこれが王たらんことを求めたるは、即ちその四十歳の時なり。使として、ニューマにこれを要請したるものを以つて、プロキユラス及びヅレシアスの兩人なりとす。兩者は共に、將にその王として、選ばれんとするの機にありたるものなり。ロミュラスの人民、頗る目をプロキユラスに囑し、テシシアスの人民、また頗る心をヅレシアスに傾けたり。兩者以爲へらく、彼等來たりて之に王たらんことを求む、ニューマ必ず喜んで、直に之に應ずべしと。是を以つてか、その勸説する所甚だ簡なり。然れども、ニューマは、平靜以つて其生を送らんことを欲するものなり、その開基とその膨張、殆ど戰爭にのみ依りたるが如き、ローム府の政權を握りて、いま之に王たらん

とするは、その意に反すること頗る大なり。是を以つてか、兩者、その豫期したる所に反し、之に勸説し、之に要請するに於いて、百方その辯を弄せざるべからざるに至れり。

その父と、その親戚、マシーアスなるものとの面前に於いて、ニユーマ即ち、使者に答へて曰はく、『人生、その状態の變化は、如何なる場合と雖も、常に危険なり。殊に人、何等の他に求むる所あることなく、その現狀に對して、更らに不満を稱し得べき、何等の理由を發見せざるに當たりて、その習慣と、その生活の方法とを變せんとするが如きは、要するに、狂者の爲たらざるを得ず。少くも、その舊狀を維持するは、事に安固なるの利ありて、之を變換するは、不安を免れざるの失あり。しかのみならず、ロームの政府や、之を統御するの困難なる、嘗に不安なるの

みには非ず。乞ふ、ロミユラスの身に之を見よ。ロミユラスは、其王位の分任者、テシーアスの身命に關し、陰謀を策したるを以つて、曾て疑はれたるとあるに非ずや。ロームの貴族、また現に、ロミユラス暗殺の嫌疑を受けたり。然るに、其ロミユラス、何人ぞや。彼は、神の所出なりと信ぜられ、幼時、天命に依りて育せられ、奇跡に依りて、其生を保つを得たりと信ぜらるゝ者なり。此神異を以つてして、尙ほ且つ斯くの如し。然るを況んや、予に於いてをや。予は、人間に生まれ、予の依りて撫育されたる人々、皆卿等の知る所の如し。予の性質の誤つて卿等の推稱する所となりたる者、また將た國に王たるに適せざる性質のみ。予は、閑逸に居らんとを好み、世事に齟齬するを欲せず。予の欲する所は、平和にあり。予は武勇を喜ばず。予の交はる所は、皆神を敬するの士、相集まつては懇談

し、家に在りては、田を耕し、畜を養ふ。然るに、ロームは、ロミユラスの遺業を承ぎて、尙ほ幾多の戦争を経ざるべからず、之を経営する、必ず剛勇の武士を要す。尙ほ且つ、ローム人、勝利に酔ひ、戦争を好むこと甚だし、切に他を征し、地を略せんことを欲す。予いま、王者よりも、寧ろ武將を要する、この國に至りて、徒らに神の敬すべきを説き、義の重んずべきを諭して、兵の凶器なるを云ひ、戦の恐怖すべきを論ぜば、人將た我を何とか云はん、予は竟に、人の笑柄たるを恐るゝのみ」と。

ロームの使節、ニーマの此拒絶を受け、更らに術を盡くして、その心を動かさんことを欲し、ロームの二種族、ニーマを措いて、他に、王として戴かんことを欲するものなし、ニーマ若しこの乞を斥くれば、ローム再び擾亂を見るの外なし、乞ふ國に、この不幸を見せしむること勿れ、と云ふを以つて之を説く。

使者退出の後、其父及びマーシアス、亦た之に説きて、これ天の與ふる所、徒らに貴き其資を棄つるは、自ら不可なるあるを免れずと云ひ、即ち之に勸めて曰はく、『卿、富を冀はず、能く清廉に居る。卿、王位の貴きを冀はず、其有する徳望の、更らに貴きを知る。然れども亦た、國に王たるの、神に奉ずる所以たるを忘るゝこと勿れ。神は、卿にこの職を下し、卿の智徳をして、唯だ卿一人の爲めに、空しくせしめざらんことを欲す。卿、宜しく此職を受くるに躊躇することなかるべし。これ、賢者に取りて、その大業を行ふに便なるの地位なり。至當の威儀を具へて、神に拜を行ふことを得べく、民をして、徳に至らしむることを得べし。王たるにあらざれば、斯くの如きの業、みな容易く之を行ふと能はず。夫

の民は、その他境の人たりしに關せず、能くテリシアスを愛したるに
あらずや。ロミユラスに至りては、これを追念し、神として之を敬せり。そ
の民、戦へば必ず勝つと雖も、また焉ンぞ、その既に戦に壓けるなきを
保せんや。その獲たる戦利に、既に満足して、彼等あるひは、國に秩序を
確立し、太平に鼓腹せんことを欲し、平和を愛好する、正義の王を、彼等
の上に戴かんことを欲するやも、亦た知るべからざるなり。若し彼等
にして、尙ほ戦に狂するものなりせば、卿何すれど之を抑制して、その
熱狂を他に移さしめんことを謀らざる。卿これに王として即ち、我が
サバイン民族と、夫の強大なるローム府との聯鎖となる、また可なら
ずや』と。

此等の勸誘に加ふるに、天の表兆と目すべきもの、また頗るニューマ

に良好なるものあり。土地の民人、ロームの使節至れり、その至れる、ニ
ーマを推戴して、之が王たらしめんとするが爲めなりと聞くに及び、
又た皆來たつて、ニューマに乞ひ、その使節と共に至り、その職に就き、兩
民族の和衷聯合を謀らんことを求む。

是に於いてか、ニューマ、意漸く決し、神に祭を行ひ、遂にロームに發す。
貴族、平民、途に出て、之を迎へ、婦人また歡呼して、之を待つ。各神廟み
な、ニューマの爲め、祭を行はざるなし。そのニューマに心を傾くるの盛な
る、以つて見るべし。彼等の之を迎ふること、新王を迎ふるよりも、寧ろ
新王國を迎ふるの狀あり。その着して公集場フオリアムに至るや、當日の攝政た
りし、スピューリアス、ヅエチアス、宣して、ニューマに對する民意を問ふ。一
人として、新王に賛せざるものなし。乃ち授くるに、王の衣冠を以つて

す。ニューマ斥けて、直にこれを受くることなし、更らに之を神意に問はんことを欲す。依りて、神官と豫言者とを伴ひ、カピトル丘に上る。カピトル丘、當時ローム人呼ぶに、尚ほターペイアの岩を以つてしたり。丘上に達し、豫言者、ニューマの頭を被ひ、之を南面せしめて、之が背に立ち、その手を之が頭上に横へ、祈願して神意の之に示されんことを乞ひ、眼を八方に放ちて神表の現るゝを待つ。公集場の民人、肅然として、その聲なきこと、恰も場中に人なきが如くなりし。忽ち、飛鳥の瑞あり、天の右方に見ゆ、ニューマ即ち王衣を纏ひ、更めて公集場に下る。民人、神の寵子としてニューマを祝し、敬神の心最も深きものなりとして、その新王を喜ぶ。

ニューマ王位に即き、その第一に行ひたる所を以つて、即ち三百親衛

の除隊なりとす。三百親衛、稱してセレリイズと云ふ。セレリイズとは、敏捷なる者との義なり、ロミユラスの常に、その身邊を放たざりし所なり。これを除隊すると共に、ニューマ稱して曰はく、予は、予を信任する民人を、敢て疑はんことを欲せず、また、予を信任せざる民人を、敢て統御せんことを欲せざるなりと。次にニューマ、一祠官を創設す。舊來の祠官は、ジューピター神に奉仕するもの、及びマーヌ神に奉仕するもの、二のみ。新祠官を設けて、之をしてロミユラスに奉仕せしめ、稱してフレイメン、クイリナリスと云ふ。祠官長の、フレイメンと名づけられたるは、その着する頭巾より出でたるなり。グリース語、頭巾を稱して、ピロイと云ふ、即ちこの語の轉訛したるものなりとす。當時、グリース語の、現時よりも多く、ラテン語に混和し居たるは、その例甚だ乏しからず。

マニバの言に従ふに、王の服を稱して、リナと爲せるは、 그리스語のクリナに等しと云ひ、その兩親を有して、ジビター神の祠堂に奉仕する兒童の、カミラスと呼ばれたるは、また 그리스人が、マキユリ神に奉仕せしめたる兒童を、カドミラスと稱したるに出づるものなりと云ふ。

これ等の手段に依りて、ニューマ、漸くその民意を收攬すると共に、硬固の鐵塊を化して、之を柔軟ならしむるが如く、ローム人が暴戾の性を鍛冶して、以つて温和ならしめんことを謀れり。ブレトイが、ローム府を稱して、『火の如し』と爲したるもの、最も好くこの時の状態を評するに堪へたり。ロームもと兇暴なる蠻民の居住する所に係かる、

一、ニューミヤア(北アフリカ)王、ニューマの子。史家。

一、みな宗教的行列、宗教的舞踏なり。

これを蕩清するに、ローム人即ち武力を以つてしたり、斯くの如くにして、その建國の基、武にあり。尙ほ、國力を維持し、國勢を擴張するに、ローム人専ら武に依り、國これが爲めに寧日なし。杭を植うる、その礎の反覆さるゝに従ひて、ますます堅し。ローム人また、戦に犯れて、尙武の氣、率として抜くべからず。是を以つてか、ニューマ、これが戦争を好むの氣象を移して、平和に至らしむるの、頗る難きものあるを見、つひに力を宗教に藉るに至れり。時に祭典を行ひ、時に行列を策し、時に舞踏を催す、多くはニューマ、躬ら加はつて之を主宰せり。之に依りて、ローム人を畏服せしむると共に、また心に娛樂を感せしめ、自らにして其性を柔げんことを欲したるなり。ニューマまた、宗教上の恐怖心を以つて、そ

の民を屈せんことを欲し、時ありては、異形の神體を見たりと云ひ、また怒號する神の聲を聞きたりと稱して、之を威赫せり。

ニューマを以つて、ピサゴラスを祖述するものなりと爲せるの説は、即ち之に出でたるものなり。ピサゴラスの哲學にありては、その敬神に關するもの、之が大部を占め、ニューマの政策にありても亦た、これが大部を占むるもの、宗教なりとす。ニューマの外貌を修飾するを好み、その舉措を假作したるもの、またピサゴラスに出づと爲すものあり。ピサゴラス鸞を馴らし、呼べば必ず來たり、來たらば必ずその肩に止まるに至らしめ、またオリムピアの競技に臨み、觀衆の間を歩するに當たりては、その金色の脛を露出して以つて衆人に示せり。尙ほこれ而已にはあらず、その他、神異の行跡に依りて、ピサゴラスの、

一、エシマイノアの一地。

人目を驚かしたる例少からず。是を以つてか、フリ阿斯人タイモン、その詩に曰はく、

魔術と、さては妖言とに依りて、

ピサゴラス、衆人の心を迷はしぬ。

と。ニューマも亦た、山中の一女神と、その情を通じたるを稱し、ミューズ神と昵近なるを唱へたるものなり。ニューマは、その豫言を試みるに當りて、常に之をミューズ神に得たりと稱し、つひにローム人に、ミューズ神中、特にそのテーシタを呼べるものを、敬するに至らしめたり。テーシタとは即ち、寡言また沈黙の義なり。これ亦た、その源をピサゴラスに得たるに似たり。ピサゴラスは即ち、沈黙を貴びたる人なり。

偶像に關するニューマの制、またピサゴラスの主義に吻合せり。ピサゴラス曰はく、第一原理は、感覺または情緒の上に超然たり、以つて見るべからず、以つて觸るべからざるなり、たゞ睿智に依りて之を辨ずるとを得べしと。これと等しく、ニューマは、ローム人に令して、人形、または獸形を神として敬するを禁ぜり。また古代、ローム人の間に、實際に神の彫像、塑像を有したることあらざりし。然るに、この發令ありたるに依りて、ローム建國より百七十年の間、神廟を設け、祠堂を建てたりと雖も、曾て之に生物の形象を安置したること無し。是れ、神の如き、不朽のものを以つて、生死その且夕を測らざる、下界の生物に象るは、敬神の爲にあらずとし、神は智力に依るの外、更らに辨ずること能はざるものなりと爲したるに依るものなり。ニューマの定めたる、祭典

一、ギリシスの喜劇詩人。(紀元前五百四十年—四百四十三年。)

の式、またピサゴラスが敬神の法に類するものあり。即ち、神を祭るに、力めて血を用ふることなく、多くは穀粉、灌酒を以つて、その式を終へ、日常質素の物を以つて、神に供するを例とせり。

この外、ニューマとピサゴラスとの間に、關係の存したるを示すに足るべき、外面の證據甚だ尠からず。ローム人の、ピサゴラスを擧げて、その市府の自由民と爲したりと云へる、即ちその一なり。之を稱するものを以つて、エピカリマスなりとす。エピカリマスは往昔の喜劇詩人にして、ピサゴラスの徒弟なり。そのアンテノリアなるものに與へたる書中に於いて、即ちこの事を云へり。他の證據は、ニューマ、その四子の一に命ずるに、ピサゴラスの子と同名を用ひて、メマイカス

と爲したりと云へる、即ち是れなり。このメマールカスより、ロームの貴族、イミリア家なるもの出てたり。イミリアは即ち、イミリアスより轉訛したる語にして、メマールカス、敏活、談話に巧なるを以って、ニューマ王戯に呼ぶに、この語を以ってしたるに基く。予また曾てロームにあるの日、多數のローム人より之を聞けり、曰はく、ローム人、神託に依りて、その市府の中に、二基の銅像を建て、その一を、グリース人中の最も賢なるものに象り、他の一を以って、その最も勇なるものに象るべきを命ぜられ、即ち、アルシバイアデーズ、ピサゴラス、二基の像を公集場フォーラムに造りたりと。然れども、斯くの如きは、みな異説あるを免れざる所にして、多く之に信を置くべからず、また多く之に言を費やすを要せざ

一、ラチン語アイミユロス、即ち 그리스語にてイミラスは、機敏の義なり。

一、初めは、四人を以って其定員とし、盡く貴族中より之を取りたるが、後世、平民中より亦た四人を出だし、その定員を八人に増したりと云ふ。

るなり。

高僧ポンチフエツクスなる官階を創設したるもの、またこのニューマなりと傳へらる。ニューマ親ら、第一期高僧の一人として、その職に就けりと云ふ高僧ポンチフエツクスの語、ポテンスに出づ、有力の義なり、その諸神明中、最も有力にして、萬物を主宰するものに、禮拜を行ふを以ってなりと爲すものあり。また一説には、その不可能なりとする所あるも、敢て之を咎めざるの義に取れるものなりとす、曰はく、政府、高僧に命ずるに、その力の及ぶ限りに於いて、その任を行はしむ、その能はざる所あるは、即ち之を認諾したるなりと。然れども、通説には、この語を以って、橋梁建造者の義なりと

解せり、蓋し謬れるの甚だしきものなり、ラテン語、橋を稱してポンテムと云ふ。橋梁に祭を行ふは、ロームの古俗にして、その最も神聖なる祭式の一なりと認むる所なり。之を行ふ、即ち僧官の任とす。尚ほ、橋梁を保存し、修理するの任、他の遺物の、神聖なりと認めらるゝものを管理すると共に、一に僧官の上に存せり。ローム人は、木橋を破壊するを以って、神の怒に觸るゝものなりと爲せり。ロームの橋は、神託に従ひ、聊も鐵片を用ふることなく、凡て木材を以って造られたりと云ふ。

石橋は、後世、イミリアスの宰相たりし時に於いて、初めて建造されたり。然れども、木橋また、ニューマの時に存したりしに、あらず、ニューマの

一、前節にある、ニューマの子、メマールカスに指せるには、あらざるべし。或は、イミリアス、ポララスを云ふものならん。イミリアスは、紀元前二百十六年頃まで生存したる、ロームの宰相なり。

孫、アंकウス マーシアスの王たりし時、完成したるものを以って、ロームに木橋あるの初めなりとす。

高僧長、即ち稱して、ポンチフックス マキシマスと爲せるものは、神意の解釋者、豫言者にして、また教務の監督者たり、唯だに公祭を監督するのみにはあらず、私人の家に、行ふ祭式をも亦た視察し、之をして慣例に背反せしむることなく、また各人に誨へて、神を拜し、神に祈る所以の道を知らしむるを以って、之が任とす。巫女と稱して、神事を司掌する處女あり、之を管理するもの、また此高僧長なりとす。

處女を擧げて、之を巫女ヴェスタルとし、初めて之に常燈明を掲げしめたるもの、即ちニューマなり。ニューマの之に處女を任じたるの意、蓋し、燈火は純潔にして汚すべからず、之を守るもの亦た、清淨無垢の者たらざるべ

からずと爲したるか、あるひは又た、處女の産む能はざる、恰も火焰の、燃え盡くして、何物をも残さざるに等し、即ち之を守るに適したるもの、處女なりと爲したるに依るものなるべし。 그리스にありて、常燈明を掲ぐるもの、デルファイ、アゼンズの如きに於いては、之を守らしむるに、處女を以つてするとなく、之に婚期を過ぎたる、老寡婦を用ふるを例とせり。産むある能はずと云ふの義に解するに於いては、是れ將た當たらずと爲さざるなり。

故ありて、常燈明の滅する場合、例せば、アーリスチオンの、その暴政を行ひたる時、アゼンズの常燈火滅し、バシシア人の來侵に依りて、テ

一、アゼンズの暴君。その虐政を擅にせるの結果、つひにローマ兵の爲めに、その市府を圍まる。常燈明は即ち、ミナーヴァ神廟に掲げられたるものなり。

一、ボンタスの王。ボンタスは黒海岸、エシアマイノリア東方の一地。

ルファイの神廟焼き拂はれ、その常燈火滅し、ロームにありては、外にミスリデチーズの戦あり、内に革命の亂あるに當たり、常燈火滅せられ、これが掲げられたる祠堂、また壞たれたるが如き、みな然り、斯くの如き場合に於いては、他の火を借りて、再び之の繼がることなく、全く之を新たにし、陽光より更らに純潔の火を得て、その燈明を起す。之を起す、その底を直角にする、銅製の尖底圓盃を用ふ。之を用ひて、日光に對せしむれば、盃中に落つる光線、みな底の一尖點に集まり、漸く盃中の氣を稀薄ならしめ、之に乾燥したる、可燃性の物の投ぜらるゝや、忽ち之に火を發せしむ。蓋し、日光、内に火の力と勢とを蓄ふるを以つてなり。

巫女の務、或はたゞ此常燈明を守るにあるのみと爲すものあり。然れども、異説には、彼等また一種の秘密祭式を行ふ、外間をして、聊かも之を窺はしむることなしと云へり。この祭式につきて、正當に言ふことを得べきものは、予盡く之をカミッラスの傳中に筆したり。

ニユーマの、最初に擇びたる巫女を以つて、ギーガニア、ヴェレニアの兩處女なりとす。後更らに、カニユーレイア、ターペイアの兩處女之に加へられたり。その後、サーヴィアスの世に至り、巫女の數二名を増す。これより六名を以つて、之が定數と爲せり。ニユーマは、巫女に命ずるに、三十年

一、ロームの英雄。傳は後の卷にあり。

二、ローム王。

三、クラウ本は、カニユーレイア、ターペイアの兩處女を以つて、ギーガニア、ヴェレニア兩處女の後任なりとし、サーヴィアスの世に至り、二名を増し、結局、四名なるに至れるものなりと爲せり。ランカホーン本には、四名とも、六名とも、更らに數字を存せざるも、寧ろ六名と解するもの如く、スタチュート本には、明かに六名とあり、今は即ち之に従ふ。

間の孤棲を以つてし、初めの十年間を以つて、その職に慣はしめ、中の十年を以つて、實地に之を行はしめ、終はりの十年を以つて、之を他に傳へしむ。三十年の期間終はらば、その欲するに従ひ、婚を行ひ、神職を棄て、他の業に就くことを得べし。然るも、この許容を得て、婚を行ひたるもの、甚だ稀なり。偶々その職を棄てたるものあるも、みな不幸に沈淪し、後悔の念と、悲哀の情に驅られ、その終はりを全くしたるもの少し。之が爲め、ますく後の巫女をして、畏怖を抱かしめ、徒らに之を棄てんよりは、終生その職に居らんことを思はしむるに至れり。

巫女に孤棲の義務を負はしむると共に、之が報償とし、之に諸種の特權附與せられたり。即ち彼等は、その父の存生中、これに其遺言書を作らしめ、三子を有する婦女と等しなみに、その財産の分配を受け、後

見人を用ふることなくして、自由に其身の事を處するを得べし。彼等の路を行く、斧を携ふる警吏に依りて、その前を衛らしむるを得、途に罪人の刑場に送らるゝに遭はゞ、之にその死を免れしむることを得たり、但し、この場合に於いては、その邂逅の偶然に出で、故意に出でたるにあらざるを宣誓せざるべからず。彼等の輿中にあるや、何人もその下を歩すること能はず、犯すものあれば、乃ち死に處せらる。巫女過誤あらば、笞鞭さる。時ありては、高僧長暗室に於いて、その衣を脱せしめ、之を鞭つことあり。但し、この時にありては、幕を掛け、以つて兩者の間を分かつ。

一、榆または赤楊の棒を束れ、紅色の紐にて之を結び、中に一棒の斧を包み、この刃のみを露出したるものなり。その前に、之を携へしむるは、即ち權力の表章にして、帝王、宰相の額にあらざれば、棄にこの特典を以つて許さるゝことなし。

一、丘邊門の義なり。

巫女、その誓を破り、男に通ずることあらば、生きながらにして土中に葬らる。市城のユッリン門に岡陵あり、蜿蜒城内に走る。岡陵の下、土室あり、階を経て之に下るを得べし。これ即ち、破誓の巫女を葬るに備ふるものなり。室中、寢臺、寢具を備へ、燈火を點じ、麵包、水、乳、油等、若干の食料を有す。盛式を踏んで、苟も斯くの如き神職にありたるもの、飢餓に依りて死せしむるは、神に對するの禮にあらずと爲したるに依るものなり。その之を刑場に送る、之をして輿中に坐せしめ、外より之を覆ひ、紐を以つて其覆蓋を緊結し、内にありて聲を放つも、之をして外に漏るゝことなからしむ。斯くて、その公集場を過ぐるや、人々沈黙して、之に道を譲り、輿に伴ふもの亦た、深愛の情を表し、一語だも發する

ことなし。ロームに蓋し、斯くの如き他の懐愴たる光景あることなく、また日の、斯くの如き哀傷を以つて送らるゝもの、他に存することあらざるべし。輿の途に、定めぬ地に達するや、吏員、覆蓋の紐を撤し、高僧、其怖るべき刑を以つて之を下すに先ち、掌を天に捧げて、躬ら祈禱を行ふ。終はりて、刑人を誘ひ、輿の外に曳き、土中にその階を下らしむ。刑人深くその面を覆ふ。高僧、その階を下るを見るや、他の僧官等と共に、踵を廻らして去り、階は刑人の下り終るを待つて、即ち引き上げらる。然る後、土を積んで、之が口を滅し、岡陵の他の部分と、聊かも之を看別すること能はざらしむ。巫女の破戒者を罰すること、即ち斯くの如くに酷なり。

ニューマまた、神火を祭らんが爲め、圓形の祠堂を營み、稱するにヴェス

タ神堂の名を以つてしたりと云ふ。その意之に依りて、地球の形狀を象りたるにはあらず、即ち全宇宙の形狀に擬したるものなり。ピサゴラス學派にありては、宇宙の中心を以つて、火なりとし、これをヴェスタと稱し、また單位と號す。彼等また、地球を以つて、靜止するものなりとせず、且つ之を以つて、天體の中心に存在するものなりと爲すことなし、即ち火を中心として、その外部に圓狀運動を行ふものなりとし、宇宙の間にありて、決して重要なる位置を占むるものにあらずと爲せり。この思想は、プレトリーの説と、極めて好く符合するものあり。プレトリー、その老年に至りて、地球の、宇宙にありて、從屬の位置を占め、之が中心は、更らに一層高等なる元行エメントに依りて、占めらるゝものなるを云へり。

高僧また人の之に問ふものあらば、具さに示して、之に葬儀の式を教ふるの任を有す。ニユーマは、ローム人に、死を以つて不浄なりと思はしむるとなからんを欲し、即ち之に、地下の神を敬するの道を覺らしめんとを欲したるなり。是を以つてか、ニユーマは説いて曰はく、人間中、その俊秀なるもののみ、冥界の神に依りて、迎へらるゝを得べし、豈これに禮せざるの理あらんやと。彼は特に、葬儀を主宰する女神として、リヒチナなるものを祭らしめたり。リヒチナ蓋し、プロサービン神の意なるか、あるひは學識あるローム人の、想像するが如くに、寧ろヴィナス神を指せるものなりしならんか。人の出生と、死亡とを、同一神明の業に歸せざるは、思ふに其當を得たるものなるべし。

ニユーマは、死者の年齢に従ひて、之に對する服喪期間を定めたり、三

一、神に献するに、斯くの如きものを以つてするは、蓋し異例たるなり。即ち、この異例の献祭に依りて、此等の婦人を耻ぢしめんとするなり。

歳以下の兒に對しては、一日と雖も、之が喪に服するを許さず、稍や長じたるものに對しては、その存続したる年數に相當する月數を以つて、之が服喪期日とす、但し十箇月を超ゆること能はず。十箇月を以つて、服喪期の最長なるものとす。この期間を経過せば、夫を失ひたる妻と雖も、また尙ほ再婚することを得べし。この期間を終はらずして、再婚を行ひたる婦人は、ニユーマの制に従ふに、犢と共に、牝牛を献じて、以つて、祭を行はざるべからず。

ニユーマの創定したる制度、その端乏しからずと雖も、彼が正義を重んじ、信神の念強かりし、の實を、最も明白に示すに足るものを選びて、

予は茲に、サリアイに關するもの、及びフィシアリイズに關するもの、二制につきて、説く所あらんとす。フィシアリイズとは即ち、使者の義なり、蓋し、その官職より之が名を得たるものなるべし、ギリイスのイレノフレキイズに等し。ギリイス語に、イレノフレキイズは、平和擁護者の意を有す、争あらば、調停者として、兩者の間に事理を斷じ、正當なる手段に依りて、正義を透徹するの望、全く斷絶するに至るまで、之をして事を武器に訴へしめざるを以つて、即ち其任とす。ギリイスにありては、兵を動かすに至らず、會商以つて争を歇むるを稱して、即ちイレネ、平和となせり。ロームのフィシアリイズ、またロームに損害を加へたる諸國に使用して、之に其反省を促すを以つて任とせり。之を促すも、國尙ほ應ぜざるに於いては、神を證人として、その不正なるも

一、エトルリアの一市。

の、我にあらざして、彼にあるの實を訴へ、その國とその民を咒ひ、然る後に至りて、之に戦を宣す。フィシアリイズの意に逆ひ、または之が協賛を得ることなくして、ローム人は、その王たると卒たるとに關せず、擅に戦を行ふこと能はず。正果たして我に存せりとの、フィシアリイズの斷を得て、將軍初めて、之が戰略を決するのみ。ゴール人に依りて、夫の慘害を被らしめられたるは、即ちこの成例を踏まざりし罪なりと云ふ。ゴールの蠻軍、クリュシアムを圍むに至り、フェヒアス、アムパスタスなるもの、使者として其陣に至り、クリュシアムの爲めに、和を講ぜんことを欲せり。然るもフェヒアス、冷然ゴール人の拒絶する所となりて、その任既に終はれりと爲し、宗教上、前述の手段を経る

に及ばず、直ちにクリシアン人の間に投じ、ゴール人中の最も剛勇なる者と一騎打ちを行はんとを挑めり。フェヒアス、之が格闘に於いて、勝利を得、敵の甲冑を褫ひて、即ち還ることを得たりと雖も、ゴール人、そのフェヒアスなりしを認め、使をロームに送りて、フェヒアスの不信を責め、豫め戦を宣することなくして、武器を執りたるは、即ち國際間の誓約に反する者なりとし、大に其罪を鳴らせり。是を以つてか、フェヒアスは、元老議員に説き、フェヒアスを出だして、之をゴール人に附し、以つて其罪を謝すべきを説けるも、フェヒアス、平民の間に遁れ、其庇護に依りて、身を全くするを得たり。これよりゴール人、直ちに變うて、盡くローム府を圍み、僅かにカピトル丘を餘せり。事はカ

一、ロームの英雄。傳、後卷。

ミッラスの傳中に詳かなり。

サリアイの僧官を設けたるに至りては、その起源左の如し。ニューマの即位後第八年、イタリに疫癘大に流行し、ローム府亦たその侵す所となる。市民、爲めに困頓を極むるとき、一日、銅楯あり、天より下りて、ニューマの手中に落つ。是に於いてニューマ、エツィリア女神、及びミニウス神の神託なりと稱し、民に宣して曰はく、楯は即ち、市府を救はんが爲めに、天より興へられたるものなり、盜兒をして之に觸れしめざらんが爲め、形狀大小、凡て之と等一なる楯別に十一箇を造り、相並べて之を識別すること能はざらしむべきなりと。之を稱すると共に、ニューマまた宣して曰はく、予が屢々、ミニウス神と會談したる地、之が周圍の野は、ミニウス神に捧げらるべく、野に湧ける泉は、之を以つて、巫女の日毎

に汲みて、神堂を清むる料に供せしむべきなりと。疫瀆直に熄滅せるの故を以ッてして、この言の信は即ち表明されたり。ニーマ、工人を召し、之に楯を示して、之を模作せんことを命ず。然るに、みな固辭して、その命を奉ぜず。唯だ一人の、ヴェチニリアス　メミニリアスなるものあり、當代の名匠なり、敢て之が任に當らんことを欲す。ニーマ即ち之に造らしむるに、成る所頗る巧にして、ニーマと雖も亦た、何れの眞にして、何れの偽なるを辨ずる能はず。之が保管を以ッて任せられたるもの、即ちサリアイの新僧官なりとす。サリアイの言、サリアスの名に出づと爲すもの多し。サリアスは、サモスレースの人なりと云ひ、またマ

一、北方イッリアン海の一嶋。

二、アーケサアの一市。

ンチニリアの人なりと云ふ、初めてロームに、帶甲舞踏を傳へたる人なり。然れども實は、年の五月、この楯を出だして、市府の間を行進する時、僧官等の行ふ、踴躍的舞踏その物に、これが名を得たるものなるが如し。その時僧官、紫服を纏ひ、銅條を施せる帶を結び、頭に銅製の甲を戴き、短劍を手にして、以ッて其楯を叩く。舞踏は主として、その足を昂げて跳奔するにあり。その形態將た美にして、活潑輕快、進退よく節度に合せり。

楯は稱して、アンシリアと云ふ、その形狀より出でたる名なり。これが輪廓圓形を爲すことなく、また普通の楯の如くに、周邊平かなるにあらざ、凸凹波狀を爲し、縦に於いて其兩端に當たる處、弧線を作りて内に陥没す。弧線、即ちグリース語に於いて、之をアンシロンと云へり。

またグリース語、臂を稱してアジョンと爲す、この楯これを臂に着く
るよりして、即ち之を名とするなりと云ふものあり。ジューバは、語源を
グリースに究めんとするに力むるものにして、また之が説を爲すも
の、一人なり。然れども、強ひて語源をグリースに得んことを欲せば、
即ちその天上より降りたるの故を以つてして、アネカセン、高處より
と云ふの意より出でたりと爲すべく、疫癘の熄滅したるよりして、ア
ケシス、治癒より出でたりと爲すべく、また、早魘を免れ得たるよりし
て、オークモン、リューシスより出でたりと爲すを得べし。尙ほまた、グ
リース語の、アナシシスは、苦難救濟の意にして、カストーア及びポラッ
クス、現に之が爲めにアナクスを以つて稱せられたり。楯の名稱また、

一、ジューピター神の、スパータ王、チンダリアスの妃、リーダに産ませたる双兒。

之をこの語に得たるやも知るべからず。

メモニリアスは、その楯を模作したる功勞に依りて、サリアイがそ
の帶甲舞踏を行ふ際、吟唱する歌句の中に、其名を傳へらるゝを得た
りと云ふ。然れども、異説に従へば、歌句の中に存する語は、ヴェチーリア
ム、メモニリアムにあらずして、即ちヴェテレム、メモリアムなりと
云へり。ヴェテレム、メモリアムとは、太古の紀念と云ふの義なり。

ニユーマ、斯くの如き宗教上の諸制度を創定したる後、ヴェスタ祠堂の
近傍に當たりて、レジアなるものを造營せり、即ち王宮なり。多くは、之
に居りて、宗教の事務を裁し、祠官等に教へ、人の來たるものに對して、
之に神の事を談ずるを以つて事とせり。ニユーマまた、クイナル丘上に、
一の屋舎を營む、その位置今に至るも、之を傳へて明かなり。

市府に行列あるか、または公の儀式の執行さるゝや、使丁あり、必ず街衢の間に馳せ、民衆に告げて、以つて其日の業を廢せしむ。ピサゴラス、神を拜するに於いて、人の心を他に移すあるを許さず、家を出づるよりして、必ず意を之に専らならしめんことを命ず。ニーマも亦た、この主義を執りたるものにして、その民の、苟且に宗教の儀禮を見、また之を聞かんことを欲せず。凡て人界の思念をその心に絶ち、人間義務の最も重きものとして、盡く精神を宗教の事に傾倒し來たらんことを望めり。是を以つてか、ローム、敬拜の事あらば、市上に、日常の勞役を斷ち、また熱鬧の聲を聞くことなし。この習慣の痕跡、なほ今日のロームに存せり。執政官、卜占または献祭の事を行ふや、常に、その前に當たりて、人をして『ホック エーヨ』を叫ばしむ。『ホック エーヨ』は、

『之を爲せよ』と云ふの義にして、即ちその會衆に、自ら謹嚴ならしめんとするの意なり。

ニーマの垂れたる其他の訓誡にして、ピサゴラス派の訓誡に類するもの、また頗る多し。ピサゴラス派にありては、人の、斗量の上に坐するを禁じ、刀劍を用ひて、炭火を攪起するを戒め、一たび旅程に上らば、また踵を廻すことなからんを要し、天神に物を献ずるには、奇數を擇び、地祇には即ち、偶數を以つてせしめたり。然るも、此等訓誡の依つて出づる所は、秘して之を俗民に示さず。ニーマの訓誡、また多くは神秘にして、容易く窺ふこと能はず。例擧すれば、ニーマは、その蔓に剪裁を加へざる葡萄より得ば、これが所釀を以つて、神に灌酒の禮に供すべからずとし、神に献ずるには、必ず穀類を欠くを得ず、神に拜を行